

9月13日本会議再開（第4日目）

1. 出席議員 14名
- | | | | |
|------|----------|------|----------|
| 1番議員 | 小宮山 定彦 君 | 8番議員 | 栗田 隆 君 |
| 2 〃 | 大森 茂彦 君 | 9 〃 | 朝倉 国勝 君 |
| 3 〃 | 山城 峻一 君 | 10 〃 | 滝沢 幸映 君 |
| 4 〃 | 祢津 明子 君 | 11 〃 | 吉川 まゆみ 君 |
| 5 〃 | 中島 新一 君 | 12 〃 | 西沢 悦子 君 |
| 6 〃 | 大日向 進也 君 | 13 〃 | 塩野入 猛 君 |
| 7 〃 | 玉川 清史 君 | 14 〃 | 中嶋 登 君 |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- | | |
|-----------------|---------|
| 町 長 | 山村 弘 君 |
| 副 町 長 | 宮崎 義也 君 |
| 教 育 長 | 清水 守 君 |
| 会 計 管 理 者 | 柳澤 博 君 |
| 総 務 課 長 | 臼井 洋一 君 |
| 企 画 政 策 課 長 | 大井 裕 君 |
| 住 民 環 境 課 長 | 竹内 禎夫 君 |
| 福 祉 健 康 課 長 | 伊達 博巳 君 |
| 商 工 農 林 課 長 | 竹内 祐一 君 |
| 建 設 課 長 | 関 貞巳 君 |
| 教 育 文 化 課 長 | 堀内 弘達 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹 | 長崎 麻子 君 |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 清水 智成 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 瀬下 幸二 君 |
| 総 務 係 長 | |
| 総 務 課 長 補 佐 | 細田 美香 君 |
| 財 政 係 長 | |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 宮下 佑耶 君 |
| 企 画 調 整 係 長 | |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 | 竹内 優子 君 |
| 子 ども 支 援 室 長 | 鳴海 聡子 君 |
4. 職務のため出席した者
- | | |
|-------------|----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 北村 一朗 君 |
| 議 会 書 記 | 宮崎 あかね 君 |
5. 開 議 午前 9時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- (1) 新たな地域公共交通システム導入についてほか 吉川まゆみ 議員
(2) 地域づくりについてほか 滝沢幸映 議員
(3) 廃品回収物等集積所と環境保全についてほか 栗田 隆 議員

第 2 議案第52号 令和2年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について

第 3 議案第53号 令和2年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

第 4 議案第54号 令和2年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 5 議案第55号 令和2年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

第 6 議案第56号 令和2年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（小宮山君） おはようございます。

ただいま出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（小宮山君） 最初に、11番 吉川まゆみさんの質問を許します。

11番（吉川さん） おはようございます。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い私の一般質問を行います。

1、新たな地域公共交通システムの導入について。

長年の期待でありました循環バスと併用した公共交通システムの検討が進み、ようやく形になりつつあると伺いました。私も、これまでに多くの方から声をいただき、この交通弱者対策については質問、提案をしまりましたので、大変うれしく思っております。そこで、待ち望んでいらっしゃる皆さんに少しでも早くお伝えをいたしたく、今回、質問をさせていただきます。

なお、具体的には、これから概要を詰めるということですので、本日はお示しいただける範囲でのご答弁で結構ですので、よろしく願いいたします。また、過日は同僚議員もこの質問をさ

れていることから、重複することもあることをご理解いただきたいと思います。

イとして、新システムの概要と課題について。

今定例会初日の町長招集挨拶の中で、部会から示されたシステムの概要について紹介をされました。内容は、地元タクシーを利用したドア・ツー・ドアによる定額での乗合事業を導入するとし、そして、利用者は従来の循環バスと新しいシステムを選択できること、また、今後、地域交通利用促進協議会でご審議いただき、関係機関との調整を進め、実証実験による試験運用という形で始めていくとのことでありました。そこで、この新システムの運用に向けて、何点かお聞きいたします。

1として、まず、2月以降の検討の経過についてであります。

昨年11月、新たな公共交通システムの構築に向け部会を立ち上げ、研究する中で進めてきたわけですが、このようにシステムが決定するまでの経過についてお聞きいたします。

2点目として、今回の骨子案のシステムの概要についてです。

町長からは大枠の説明はありましたが、細部についてお聞きいたします。まず、運行計画、運行時間、運行地域、そして予約の方法などはどのようにされるのでしょうか。分かる範囲でお示しいただきたいと思います。

3点目として、今回、利用に当たって利用対象者を決められたと伺いましたが、その基準についてお聞きいたします。また、定額とのことですが、運賃の試算はどのようにされたのでしょうか、お聞きいたします。

4点目として、一番皆さんが知りたいのが、運用の開始時期であります。

ドア・ツー・ドアということで、今後寒くなってくる時期を前にして期待をしているわけですが、その点はいかがでしょうか。

最後に5点目として、今回、タクシー業者による乗合事業を導入することとなりましたが、導入にあたっての課題はどのようなことが考えられるのでしょうか。その点についてもお聞きいたします。

ロとして、循環バスの今後は。

さて、現在、北まわり、南まわりとして2台のバスが坂城駅を中心に運行していただいております。今回の新たなシステムの運行が開始しますと、おのずと利用者にも影響が出てくると思いますが、そこで、循環バスの今後の運行時間や現在の2便体制については、どのようにされるのでしょうか。その点についてもお聞きいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

町長（山村君） ただいま吉川議員さんから、1番目としまして新たな地域公共交通システム導入について、イ、ロとご質問ございました。順次お答えを申し上げます。

当町の地域公共交通につきましては、民間路線バスの運行廃止や福祉バスの運行を経て、誰で

も利用できる公共交通機関として循環バスの運行を行っております。循環バスの利用者は、免許を所持しない高齢者等の貴重な交通手段として年間約1万5千人の利用があり、通院や買物、公共施設への利用に使われているところであります。これまでも、上田線の運行、運転免許返納者への運賃無料、「どこでものれーる」の乗車エリア拡大など、その都度利用者への利便性の向上に努めてまいりましたが、さらに、移動困難な高齢者が日常生活で必要不可欠とする目的に利用できる、デマンド型交通の導入について検討してきたところであります。

新たな地域公共交通システムにつきましては、昨年11月に開催しました地域交通利用促進協議会に地域公共交通システム部会を設置し、検討を重ねてまいりました。部会には、長野大学教授のほか、町の区長会長さんや各種団体の長、循環バスやタクシーなどの町の交通事業者、商工会、社会福祉協議会に参画いただきまして、様々な意見をお出しいただく中で、新たな公共交通システムに係る部会案を取りまとめたところであります。

今回の部会案の骨子は、誰でも利用できる循環バスと併用し、町内の移動困難な高齢者が既存のタクシーを利用し、定額で自宅から駅、公共施設、通院、買物などに利用することができる、いわゆるドア・ツー・ドアによる乗合事業をタクシー借り上げ方式で導入を図るものであります。

現在、高齢者の多くが、平日の昼間に町内のエリアでタクシーを利用しているという状況も考慮しまして、部会案は、平日昼間の町内での運行で、75歳以上の運転免許を所持していない高齢者を対象とした、事前登録で予約制による利用を想定している中で構築してきたところであります。

今回、このタクシー定額乗合事業の運行方法について、9月中旬には上部機関である地域交通利用促進協議会に部会案の報告を行い、協議会全体で協議をいただく予定となっております。

協議会で意見等がまとまった段階で、事業を行っていただく現行のタクシー業者には交通事業者として、現在の一般乗用旅客自動車運送事業に加え、乗合運行に必要な一般乗合旅客自動車運送事業に向けた実証実験運行の許可申請を、国土交通省北陸信越運輸局に行う予定であります。許可を得た後に運行開始となりますので、早期の運行開始に向けた調整を進めてまいりたいと考えております。

なお、運行計画や運行時間、予約方法等の詳細については、これから町と実証実験運行の許可申請を行う交通事業者で、国の関係機関と協議する中で決定する予定であり、また、運賃につきましては、他市町村で運用しているデマンド利用料やタクシー初乗り運賃等も参考に、定額料金を検討しております。

また、新公共交通システムの開始時期につきましては、より迅速に進められる実証実験運行に向けて、来年4月運行を目標に準備を進めてまいりたいと考えております。

最後に、課題といたしましては、新公共交通の運行を予定している交通事業者の乗合運送の免許取得に関してや、新たな受付システムのカスタマイズ化などが考えられます。加えて、具体的

な運行計画や運行時間、利用者負担、予約の方法、目的地等も決定し、多くの皆さんが利用できるよう早期にお知らせしていく必要があると考えております。

次に、（ロ）の循環バスの今後についてでございます。

現在、町の循環バスにつきましては、どなたでも利用できる路線バスとして、北まわり、南まわり、合わせて1日12便を運行しております。

路線につきましては、町内各所を周遊するほか、湯さん館直行便の運行や信州上田医療センターまで延長する上田便の運行、千曲市の力石公民館をつなぐ、市町の枠を超えて循環バスでの乗り継ぎを可能とするなど、一部町外まで運行を行っているところであり、当町の地域交通の基幹でもあります。

新公共交通システムにつきましては、先ほど申し上げましたが、来年の実証実験による運行に向けて準備を進めているところであり、現在の計画としましては、利用対象者を限定し、運行区域についても町内を想定していることから、この新公共交通システム実証実験中の運行が、循環バス利用者にどのような影響があるかなど、今後見極める必要があります。循環バスにつきましては、そのまま現行の形で運行を予定しております。

新公共交通システムと循環バスを併用させることで、高齢者の皆さんにとっての移動手段が増えることになり、その相乗効果により町民の皆さんがより利用しやすい仕組みになるよう、検討を進めてまいりたいと考えております。

11番（吉川さん） ただいま町長より詳しい内容をお聞きいたしました。

9月中旬に、この後、利用促進協議会上げていただいて、細部にわたってはこれから検討するというところで、時間、また、地域については町内というお話でございました。また、利用対象者は運転免許証のない75歳以上という、限定ということでありました。

では、2回目の質問をさせていただきます。

現在、循環バスの運行については、約2,500万円ほど予算をつけて運行していただいております。

そこで一つとして、今回の新システムの運行に際して、年間のかかってくるランニングコストについては、どのぐらいを試算されているのでしょうか。また、その試算について、出した根拠についてもお聞きしたいと思います。

また、ただいまのお話ですと、75歳以上の移動困難者という限定になってくるわけですが、例えば、私の知っている方でも、ご主人が75歳以上で病院の診察に行くとき、どうしても75歳未満の奥様が付添いをしなければ行かれないというケースも出てくるかと思いますが、そのような場合の利用については、今後検討ということになるかどうか分からないんですが、一緒にご利用できるのかどうかという点をお聞きしたいと思います。

また、今、実証実験のお話があったんですが、これについては1年間とか決まって、1年間や

ってみるということなのか、それとも実証実験については1年、2年というケースもあるのか、
どうなのかという点もお聞きしたいと思います。

それと最後に、今、陸運局に許可申請をする、これが下りてこなければ運行ができないという、
これが一番の課題というお話でありましたが、この陸運局からの認可について、現在、いつ頃と
いう見通しはついているのでしょうか。

以上、4点について再度質問をいたします。

建設課長（関君） それでは、再質問、4点ご質問をいただきました。順次お答えをさせていただ
きたいと思います。

まず、運行に当たってのランニングコスト、どのくらいを試算しているか、また、その根拠は
ということについてでございますが、現在の新公共システムの、あくまでも部会の骨子案を検討
する上で運行した場合の計算からの試算という形になりますが、現行タクシーの高齢者の利用状
況から、年末年始を除いた平日の月曜日から金曜日までの1日5時間の運行を予定した場合、タ
クシー借り上げ料金につきましては、1台当たりの公共単価が決まっておりますので、全ての時
間帯で予約をいただき運行した場合ですと、最大で年間約1千万円ほどとなります。そこから、
利用者収入——運賃です、その収入を差し引いた額、これが町の負担になる中で想定させていた
だいた試算でございます。

続きまして、付添いの必要な方の利用についてでございますが、これも現段階ではございませ
が、付添いが必要となる状況などを把握する中で、登録によります定額料金での利用となります
けれど、乗車定員もありますので、利用者1名につき付添い1名ができればというふうに考えて
おります。

次に、実証実験運行の期間についてでございます。

現段階では、交通事業者の準備や国機関との調整もありますが、年間の利用状況を見極める必
要もございますので、国、関係機関と相談する中でおおむね1年になろうかなというふうに考え
ております。

また、最後に、陸運局からの許可の見通しはということでございます。

これにつきましても、交通事業者と町で陸運局の担当と何度も打合せを行い、運行開始に向け
た準備を現在進めているところでございます。

今後も継続して詳細な部分の調整が必要となりますが、実証実験は、まず運行申請を行い、今
年度の許可がいただけるよう調整をしまして、準備を進めてまいりたいと考えております。

11番（吉川さん） 今、課長のほうから骨子案の中では、月曜日から金曜日、1日5時間運行と
いうことで、タクシー業界の試算によって業者負担を差し引いた分で、年間約1千万円という試
算ということございました。借り上げ方式ということですので、車の維持費、また、例えばメ
ンテナンス、そういうのも全部入っているということよろしいですね。

それでは、再質問させていただきます。

先ほども町長のほうからは、町内の運行というお話があったわけですが、今のお話ですと、今年度中に許可を取って、来年度には早くても運行をしたいというお話でありました。それで、利用者の皆さんはドア・ツー・ドアということで、料金の算定が一番の、これからどのぐらいになるかということが一番、普通のタクシーと違うということで、その中で、町内でも結局、端から端まで乗っても定額ということになりますので、その点ではこの料金の算定には慎重に決定をしていただきたいと思います。

また、運行の中で、先ほども町内というお話があったんですが、今後の検討の中で戸倉の整形外科、また、上山田の病院などに通院してらっしゃる方が多くいらっしゃいます。今後の中で、できれば運行地域を拡大してほしいという声が上がってくるということが予想されるわけですが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

また、もう一点、先ほど事前予約というお話があったわけですが、これも多分、利用促進協議会で決定することと思いますが、予約するときに、例えば、買物に行きます、行きと帰りの予約を一遍にしておかなければいけないのか、どうなのか、その点についてはどうでしょうか。お聞きしたいと思います。

建設課長（関君） 再質問、2点ほどいただきました。お答えさせていただきたいと思います。

まず、運行地域の拡大の考えはについてでございますが、今回、実証実験では、先ほどもありましたが、運行区域は町内を計画しております。運行地域の拡大につきましては、その目的地、そういったものを定めながら、他市の交通事業者との打合せですとか、市町間の合意形成、これが必須となっております。ですので、そちらのほうと打合せをしないと、町外への運行ができないという形になっております。また、運行を行う交通事業者の本業——タクシーの事業への影響等も考慮する中で、慎重に検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、もう一点、事前予約の関係ですが、基本的には、予約の手法については今後検討していく形になるかと思いますが、今考えているのは、予約は一応、行きと帰り、想定をする中で予約をしていただきたいなというふうに考えております。

ただ、今、町内タクシーを考えたときに、町内タクシーさんが事前に予約するのも事業が慣れてくると、かなり対応が臨機応変にできるような形になってくる可能性もあります。そういった中で柔軟に対応していきたいというふうに考えておりますが、現在のところで想定しているのは、事前に予約をいただきたいというふうに考えておるところでございます。

11番（吉川さん） ただいまお話をいただきました。いずれにしましても、今後、しっかりとその点についても、利用地域の拡大についても検討を願いたいと思います。

あと、予約の方法についてですが、やはり高齢になりますと、両方一遍に何時というのは大変困難かと思しますので、タクシー業者の皆さん慣れてきたら、帰りについては当日の予約ででき

るような形を取っていただけるとありがたいと思います。

いよいよこの後、部会から地域交通利用促進協議会にこの内容が提示され、細部にわたって検討されてまいります。ドア・ツー・ドアの運行がいよいよ始まってまいります。

そこで、2つほどお願いがあります。

それは、開始にあたって利用者の登録が必要になってくると思います。この登録方法ですが、小諸市などは用紙を広報などに入れまして、そこにきちんと氏名、住所、生年月日とか入れながら、それを市役所のほうへ提示するというような形でございましたが、この登録というのが結構大変じゃないかなと私は思うんですが、なるべく利用者にとってスムーズに登録ができるように検討をお願いしたいと思います。

もう一点は、住民への周知でございますが、今回、町長の招集挨拶の中でも述べていただきましたが、開始時期はまだ確定できていないので、まだ無理かと思いますが、第1弾として、こんな形で循環バスと併用のデマンド交通がスタートしますというような事前の広報をしていただけたら、住民にとっては大変朗報でありますので喜ぶと思いますので、その点もお願いしたいと思います。

これから開始する中で様々な課題も生まれてくると思います。しかし、一歩前進、大きくできたということは高く評価をしたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

2点目として、若者の定住促進に向けて。

当町は、山に囲まれ自然豊かな中に交通の便もよく、若い世代にとっても子育て支援策がどこよりも充実し、なおかつ働くところがある。誰が考えても住みたい町と考えますが、なかなか理想どおりにはいきません。今、人口減少へタイアップした持続可能なまちづくりへの手法が試されています。そこで、若者の定住促進に向けてお聞きいたします。

イとして、中小企業の人材確保の支援について。

町では「輝く未来を奏でるまち」を町の将来像に掲げ、今後10年間の町づくりの計画がスタートをいたしました。そして、第2期坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略の中では、坂城町人口ビジョンとして、人口の将来展望を「人口減少、少子高齢化を抑制しながら、2040年に人口1万3千人、2060年には人口1万2千人の維持を目指します」としています。

当町の現状は、社会動態の変化、若者の世代の流出が自然動態の変化、出生者数の減少を引き起こしている可能性があり、総人口の減少や少子高齢化に与える影響が大きいと捉えられています。このことから、今後必要な施策は、就業機会の拡充や就業環境の充実、生活環境の質を高め、住みたい町に発展させていくことが、人口の安定した維持につながるものと考えます。

町では、総合戦略の中で今後5年間の施策を掲げ、4つの視点から、その実現に向けて取り組みを開始いたしました。その1つとして、基本目標①では「坂城町で働きたいと思える雇用・就

業機会をつくる」とし、強みを活かした工業分野の強化があります。具体的事業としては、人材確保支援事業を挙げています。

そこでまず、1点として、町が今までに取り組んでこられた中小企業の人材確保への支援はどのような取り組みでしょうか。事業の内容とその成果について、そしてまた、今後の取り組みについてもお聞きいたします。

2点目として、町ホームページには、坂城町に住みたい移住・定住の窓口があります。そこを開きますと「坂城町U I J ターン就業・創業移住支援事業補助金」がありました。これは、坂城町へ移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、町内に移住した方に対して、予算の範囲内で補助金を交付する事業となっています。補助金は、単身世帯で60万円、2人以上の世帯であれば100万円の交付というものであります。そこで、この事業、開始から2年と5か月ほどが経過しておりますが、この成果についてはどうでしょうか。移住につながった成果は出たのでしょうか、お聞きいたします。

ロとして、奨学金返還支援制度の導入を。

さて、国においては、人口減少克服、地方創生の課題に取り組む中で、地方に定着する若者の奨学金返済の肩代わりをする取り組みを支援しています。日本学生機構の発表では、2019年の返済が必要な同機構の貸与型奨学金の利用者は129万人で、大学生の2.7人に1人が利用しています。19年度末の延滞者数は約32万7千人で、延滞債権額は約5,400億円に上るということです。延滞の主な理由は家計の収入減や支出増で、延滞が長引く背景には、本人の低所得や延滞額の増加が指摘されています。こうした利用者の負担軽減に向けて、返済を肩代わりする支援制度が2015年から実施されてまいりました。

制度実施の自治体に移住をし、就職するなどの条件を満たしますと、対象者の奨学金返済を規則に従って当該自治体が支援する事業となっています。2020年6月現在、32府県423市町村が導入をして実施しております。国は自治体支援額の2分の1を交付税措置することとしております。そこで、中小企業の多い当町でもこの施策を導入することで、優秀な人材確保へ、また、若者の移住・定住につなげる効果が期待できると考えますが、その点についてお考えをお聞きいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

商工農林課長（竹内君） 若者の定住促進に向けてのご質問に順次お答えをいたします。

篠ノ井公共職業安定所が公表しております月間有効求人倍率では、令和3年7月の管内の有効求人倍率は1.3倍で、昨年同月の0.96倍から0.34ポイント上昇しております。昨年の7月が底でありましたが、その後は順調に回復し、新型コロナウイルスが確認される前の求人状況に近づいているところであります。現在では、製造業を中心に人材不足、人材の確保が課題となっております。

ご質問のありましたイの中小企業の人材確保の支援はについてでございますけれども、当町では、中小企業に対する支援の一つとして、人材確保に向けた事業をテクノハート坂城協同組合など、関係機関と連携して実施しております。

当町と連携協定を締結している大学に対しては、学生が参加しやすいよう大学に町内企業が赴いて開催する合同企業説明会や、コロナ禍においても効果的な実施が可能なオンラインによる企業説明会などを行っております。直近では、本年2月に埼玉工業大学の学生を対象に、オンラインによる企業説明会を開催しましたが、町内企業の9社が登録し、23名の学生が参加いたしました。

また、コロナ禍により、昨年、今年と開催ができておりませんが、これまで実施してまいりました信州大学の1年生を対象とした「1dayインターンシップ」や、令和元年度で12回目の開催となりました町内企業説明会には、連携協定を締結する大学から多くの学生に参加いただいております。町内企業が持つ技術力やものづくりの楽しさ、やりがいなどを知る機会として実施しているところであります。

10月1日、2日に開催いたします「2021さかきモノづくり展」におきましても、Webによる企業プレゼンテーションやパネルディスカッションによる企業活動の発信を予定しており、また、先週の9月9日、10日にはモノづくり展の関連事業として「WEB企業説明会」を開催し、町内企業11社が企業情報や採用情報を発信いたしました。

一方、中高生向けましては、これから将来の夢や就きたい職業などを考える機会として、また、町内企業の技術力の高さや魅力などを知り、将来はこの地域での就職を考える機会とするため、職場体験や企業見学会などに取り組んでおります。

坂城高校では、1年生を対象とした企業見学会、2年生はインターンシップによる実際の業務や働く環境の体験を行っております。

また、坂城中学校では、2年生を対象とした職場体験学習に取り組んでおり、町内の多くの企業に協力をいただく中で実施しております。令和2年度、3年度においては、新型コロナウイルスの感染が拡大しているため、リアルな職場体験は実施できませんでしたが、町内企業への関心や興味を持つ機会として有効であり、今後も継続して取り組んでまいりたいと考えております。

さらに、長野地域や東信地域などのスケールメリットを生かした、広域的な連携事業にも積極的に参加しております。

首都圏で行いますUIJターン就職促進のためのインターンシップや企業説明会、また、東京圏在住などの社会人を対象とした企業とのマッチングイベント、さらには広域内の地元高校生を対象とした企業博など、それぞれの自治体単独による実施が難しい事業を近隣市町村の連携により、広域的な取り組みとして開催しているところであります。

これまでの人材確保事業の成果といたしましては、それぞれの事業に参加された方が、その事

業を機に町内企業へ就職されたかは把握できませんが、令和2年度につきましては、連携協定を締結している4大学から町内企業へ11名が就職されております。

また、町とテクノハート坂城協同組合など、関係機関が実施いたしました様々な事業を通じて、多くの学生に町内企業の持つ技術や技能、企業における創造的な人材育成などを認知いただき、坂城町の持つ潜在能力の高さを感じていただいているものと考えております。

人材確保に向けた今後の取り組みにつきましては、これまで実施した事業の検証を行い、より多くの学生、生徒の皆さんに対して、当町の産業や企業を知り、興味を持っていただける機会を創出するとともに、コロナ禍においても実施できる方法や、企業や学生のニーズなども考慮した上で、有効な支援策を講じてまいりたいと考えております。

続きまして、口の奨学金返還支援制度の導入をのご質問にお答えをいたします。

人口の減少、少子高齢化が急速に進む中、若年層の地方から首都圏への転出により、地方における働き手の減少など社会経済への影響が懸念されております。このような状況を踏まえ、若者の地方定住は重要な課題となっており、若者の地元定着や首都圏等からのU I Jターンの促進とともに、若者が暮らしやすく、また、地域での就業機会が創出できる環境づくりが必要であると考えております。

そうした中、国におきましては、就業等により地域に定着する人材確保を推進するため、若者の奨学金返還を支援する取り組みを定めた、奨学金を活用した若者の地方定着促進要綱を策定し、地方自治体において若者の地方定着の促進が図れるよう整備しているところであります。

この要綱に基づき、県及び市町村が奨学金返還支援制度を創設し運用した場合は、国からの財政支援があり、奨学金返還支援及び制度の周知や広報のために支出した額に措置率の0.5を乗じ、財政力に応じた補正が講じられた後の金額を、特別交付税として措置することとしております。特別交付税の措置の適用を受けるには、本制度をまち・ひと・しごと創生法に基づく総合戦略に規定する必要があるとともに、本制度の取り組みを実施するにあたっては、支援対象者が重複しないよう県と十分に調整し、県の地方版総合戦略との整合性を図る必要があります。

奨学金返還制度は、首都圏などの都市部から町内への就職の促進や、町内への定住を図るためのきっかけの一つになるものと認識しておりますが、創設にあたっては、就業地や居住地などの要件、支援する期間、支援額、対象とする奨学金などについて十分に検討する必要があります。

町内企業への就職を機に当町へ定住し、住み続けていただけるよう制度の研究を進めてまいりたいと考えております。

企画政策課長（大井君） イ、中小企業の人材確保の支援のご質問の坂城町U I Jターン就業・創業移住支援事業補助金のご質問にお答えをいたします。

初めに、町の実施するU I Jターン就業・創業移住支援金の基となる国の地方創生移住支援事業は、平成30年度に閣議決定されたまち・ひと・しごと創生基本方針2018において、東京

圏への一極集中の解消、地方における中小企業を中心とした担い手の確保のため、令和元年度から交付要綱を定め、実施されております。

この国の交付要件に定められた範囲内で、県及び町は、U I J ターン就業・創業移住支援金に係る要綱を整備し、東京、神奈川、埼玉、千葉といった東京圏や大阪、愛知に在住し就労していた世帯等が、当町で就業・創業し定住した場合、最大で100万円を補助する事業を国、県、町がそれぞれ負担をする中で実施してまいりました。また、今年度から、国が補助対象者を拡大する制度改正に合わせ、県及び町においても要綱を改正し、実施しているところでございます。

しかしながら、国の定めた交付要件の移住前の居住地や勤務状況、移住後の居住地や勤務先など、様々な条件が細かく定められていることに加え、手続きが煩雑になっており、希望する条件に合わず申請に至らなかったケースもあり、当町において補助金の交付実績はございません。

また、県内の状況は、本年度61の自治体で補助制度を実施しておりますが、県全体で、令和元年度が6件、令和2年度は11件に補助金を交付し、今年度は9月1日現在で11件の申請がある状況と伺っております。

町では、ホームページを通じたPRのほか、移住体験ハウスの利用者や移住セミナーでの相談者への案内を行うなど周知に努め、町の移住施策の一つとして継続をしてまいりたいと考えております。

11番（吉川さん） 今、それぞれ担当課長より詳しい答弁をいただきました。

本当に人材確保事業、今まで様々な形で取り組んできていただいた内容がよく分かりました。テクノハートとタイアップをしながら毎年毎年行っていた、この合同企業説明会、また、高校生や中学生などにも早期からこの企業を知っていただくということで、行っていた内容をお聞きいたしました。

そして、先ほどの移住支援事業としてのU I Jの補助金交付の事業ですが、なかなか地域が限定されているということで、当町に来るといことがなかなかないということで、大変残念に思います。県の中でも61市町村の中で、多くて11件ということでございますが、本当にこれが、この町のホームページを見て、行ってみようという一つのきっかけにつながって、お一人でも越してきていただければありがたいと思います。

一点、今のお話の中で、人材確保事業、様々な取り組んでいただいておりますが、昨年からコロナ禍ということで、企業見学会などがバスで来ていただくとか、そういうことがもう現在できなくなっております。その辺は今もWebでやっていただいているんですが、どのように企業についてのPRをされてきたでしょうか。その点についてお聞きしたいと思います。

商工農林課長（竹内君） 再質問にお答えをいたします。

オンラインによるWebの企業説明会についてのご質問でございますけれども、オンラインによります開催におきましては、直接リアルに企業の様子が見られなかったり、企業担当者、学生

ともに人柄や雰囲気が分かりにくく、対話によるコミュニケーションが取りづらいなどの課題があったことから、企業からの説明においては、企業で制作をしたPRビデオなどの動画を活用して企業内の様子を伝え、また一方で、コミュニケーションづくりでは、ウェブ上でリアルタイムで対話できるチャットという仕組みを使って、質疑応答などを行っております。

また、SNSを活用した開催告知を行ったところ、これまで交流のなかった大学や専門学校の学生にも参加いただけたところでございます。

なお、先週のWEB企業説明会の様子は、WEB企業説明会アーカイブによりまして、当日視聴できなかった方にもご覧をいただけるようにしてまいります。

今後も企業、大学、関係団体などと協議、連携する中で、オンライン、リアル、それぞれのメリットを生かしたハイブリッドによる人材確保に向けた活動を、実施してまいりたいというふうに考えているところでございます。

11番（吉川さん） 本当に今、動画を作成をして流していただいている。また、SNS、今この時代ですので、その中でほかの方からも見ていただけるような状況に、今していただいているということで、本当に努力していただいていることが、今後につながっていけばいいと思います。

令和2年度は、この4大学から11名の方が町内に就職ができたということで、大きな成果だと思います。このコロナの中で努力していただいた、これが令和4年度に大きく反映していけばいいと思います。

また、口の奨学金返還支援事業ですが、県内においては伊那市、箕輪町、また南箕輪村などが先行して実施をしています。

伊那市の場合は、製造業での人材不足や農業地域の担い手不足が顕著だったため、この制度の導入で、市内もしくは広域圏内に移住してもらいたいということで開始をしたそうでございます。交付期間を60か月——5年といたしまして、対象年齢は人口ピラミッドでへこんでいる20代から30歳未満と決めて、年間12万円の補助と決めました。結果は、70人を目標にして実施したそうですが、令和元年度が30人、令和2年度が30人、採用され移住されたそうです。

また、返済支援が地元就職の決め手になったという声は、都内の大学を卒業後、地元へのUターン就職で悩んでいた方が、企業の合同説明会に参加したときに、この制度を知りUターンを決めたそうです。

このように、今こそ、若者を迎える施策の一つとして、この制度はメリットを感じてもらえると考えますが、先ほどのお話の中でも県との整合性等々、また、総合戦略の中にとりという課長のお話があったわけですが、もう一度、導入について当町でできないか、お聞きしたいと思います。

商工農林課長（竹内君） 再質問にお答えをいたします。

奨学金返還支援制度の導入についてでございますけれども、先ほども申し上げたとおり、導入に当たっては様々な要件などについて検討する必要があります。

また、財源につきましても特別交付税の措置はあるものの、措置率が0.5でありますので、経費を負担し続けるための財源確保も課題となってまいります。

町として、奨学金返還支援制度の導入については、県の動向や他地域の状況を見ながら研究してまいりたいと存じます。

11番（吉川さん） もちろん財源の問題もありますし、導入をしたからには途中で止まるわけにはいかないの、これは、導入に際しては大きな判断が必要かと思えます。そこで、もし今後、この施策を導入していただいた際には、移住された方が、例えば5年間、返済を支援しますという、その期間の間、坂城は子育て支援策も、若者支援策もどこよりも充実している、このように感じていただくことで定住をしていただける。移住から定住につながると思えます。そんな意味でも、さらに町としての施策の拡大をお願いしたいと思えます。

さて、この制度は自治体版でございますが、このほかに民間事業者による企業版、奨学金代理返還制度というものがございます。これは、奨学金を貸与する日本学生支援機構に対し、企業が直接返済できる代理返済制度となっております。

優秀な人材の確保や福利厚生を目的として、企業がそれぞれ独自に社内規定を設け、奨学金を借りた社員に代わって、一部または全額を返済支援するケースとなっております。従来は、社員の給与に返済支援分を上乗せしておりましたが、税金の対象とみなされることから、この4月から直接企業が返済分を機構に送金できるように改定されました。こうすることで、企業側も支援分の金額は損金算入ができ、法人税の軽減につながってまいります。

現在、利用企業は、8月1日時点で119社と伺っています。制度を利用した企業は、日本学生支援機構のホームページに希望すれば掲載ができますので、求人の宣伝にも活用でき、ありがたいとの声が寄せられております。

そこで、この民間企業型の奨学金返還支援制度、このメリットについて、当町の中小企業の皆様にも周知をしていただき、新たな人材確保策の一つにさせていただきよう、ぜひ呼びかけをしていただきたいと考えますが、この点について見解をお聞きしたいと思えます。

商工農林課長（竹内君） 再質問にお答えをいたします。

企業による奨学金返還支援制度についての周知をというご質問でございますけれども、企業による奨学金返還支援制度は、将来、各企業の担い手となる奨学金返還者を応援する取り組みとして、各企業において奨学金を受けていた社員の返還金の一部または全額を直接、日本学生支援機構へ支払う制度でございます。

本制度のメリットとして、ご質問にもございましたけれども、企業にとっては、学資に充てる費用として損金算入ができることから、法人税の減額が見込むことができます。また、奨学金を返還している社員にとっても、交付要件を満たした場合、支援を受けた額について所得税が非課税となります。

企業においても人材確保に向けた有効な制度であり、町といたしましても若者の定住につながるものと考えますので、今後、町内企業に対して本制度の周知を図ってまいりたいと存じます。

11番（吉川さん） 民間企業への人材確保のための一つの手段として、ぜひ周知に努めていただけるということでしたので、よろしくお願ひしたいと思います。

この制度を利用する企業が出てくることで、ものづくりのまち坂城が大きくPRをされ、そこから新たな人材が生まれ、移住につながることも期待ができると思います。

今後、この制度の導入が進み、定住へのきっかけとなることを願ひ、私の一般質問を終わります。

議長（小宮山君） ここで、10分間休憩いたします。

（休憩 午前 9時53分～再開 午前10時03分）

議長（小宮山君） 再開いたします。

次に、10番 滝沢幸映君の質問を許します。

10番（滝沢君） ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

さて、いまだ終息への道筋には険しいコロナ感染症ですが、ワクチン接種が進む中、感染状況が拡大したところにもどかしさがあります。既に1年半が経過し、私達の生活も大きく制限され、社会活動への弊害を危惧しております。

政府は、9月9日ワクチン接種パスポートの活用に関する基本的な考え方を決めたとしていますが、ウィズコロナ時代を見据え、社会経済活動の正常化へ向けての一助となるのか、医療の逼迫度を重要視する中、注視をしていく必要があります。

今回、2つの表題はいずれも私達が暮らす地域についてです。

私ごとですが、本年、区の代表として様々な事業に携わらせていただく中、コロナ禍での対応など多くの課題と直面をしております。

また、改めて実感していることは、この状況下でも町では様々な補助事業を執行していただき、行政と自治区の連携の必要性と重要性も再認識しております。

コロナ禍での地域活動の懸念は、コミュニケーションの著しい低下です。昨年からはほぼ全ての公民館活動は中止を余儀なくされ、地域の中での事業や行事も縮小や中止が続いており、人と人との交流の場が失われている状況です。

人間関係の格差も問題として挙げられております。地域づくりは、地域の活力・活性化が町の発展につながるだけに重要な課題であると思っております。

では、以下、質問いたします。

1、地域づくりについて。

イ、自治区の取り組みについて、2点質問いたします。

1、地域づくりを進めるため、自治区と行政の連携について現状をどう捉えているのでしょうか。
2、コロナ禍での各自治区の事業・行事など、活動の状況は。アンケートの結果もお聞きをいたします。27自治区の区長会も開催がままならず、情報交換の場も失われている状況であります。現状を伺います。

ロ、地域づくり活動支援事業について。

この地域づくり活動支援事業は、交付補助にあたり目的があるわけですが、自治区の事業を推進するにあたり、地域の伝統文化の継承、コミュニティの構築、防災・減災の取り組みなどを含め特色があり、今後も継続して支援していただく必要性を感じております。

ただ、単年度で事業を実施するには時間的に厳しい場合もあり、何年かの継続とか、申請の前年度にある程度の方向性を探っておく必要と周知が求められるところです。

次の4点につきまして質問いたします。

- 1、ここ3年の申請と実績は、また、事業内容の傾向は。事業実施の自治区数含め伺います。
- 2、ここ3年の予算額に対して交付実績の状況は、また、当初予算増額への考えは。
- 3、今後多くの自治区が活用しやすくなるための方策は。
- 4、町広報、ホームページを活用して、自治区の取り組みや地域づくり活動支援事業の実績の紹介、「できごと」などの紹介掲載への考えをお聞きいたします。これは、地域の活動が目に見える形で掲載されることにより、他自治区での取り組みへの参考になることと、広い意味で当町へ移住・定住をお考えの方に地域が見えることで、より興味を持っていただくことに期待ができるのではないのでしょうか。

以上、質問をいたします。

企画政策課長（大井君） 地域づくりについてのご質問に、順次お答えをいたします。

昨年から続くコロナ禍において、生活の様々な場面において活動が制限される中、自治区の活動も制限を余儀なくされ、区長さんをはじめ地域活動に携わられる皆さんも、例年になく対応に大変苦慮されているところと存じます。

ご質問のイ、自治区の取り組みについての、自治区と行政区の連携の現状について、でございますが、人口減少や高齢化が進む中、住民の価値観や生活様式の変化に伴い、地域の抱える課題も多様化・複雑化し、近年多発する災害への対応においては、行政による公助だけでなく、地域住民がお互いに助け合う共助の重要性も増しているところでございます。

こうした、多様化する地域の課題に対応するため、自治区自ら地域コミュニティの活動を通じ、地域住民のつながりを深めることは大切なことと感じており、地域の課題や町全体の課題を解決するために、自治区と行政が連携することも大変重要なものと捉えております。

続きまして、自治区の事業・行事などの活動状況につきましては、コロナ禍において、各区の状況把握と相互の情報共有を図るため、電話やアンケートなどにより情報収集を行い、集計結果

を区長さんにご報告いたしました。

その中では、各区において例年開催されている夏祭りや球技大会など、レクリエーション行事の中止を余儀なくされた例なども多くございましたが、感染症対策を行い、例年とは違う形態に変えることにより行事を開催した事例もあり、例年広場に集まり飲食の提供を行っていた夏祭りを、町道を通行止めとし、広い場所を確保して十分なソーシャルディスタンスが取れる花火大会に変更した例など、工夫を凝らし、感染症対策を取りながら行われた地域活動の報告もございました。

次に、自治区などが行う今後の事業・行事につきましては、県が示す行動指針などの徹底が基本になるものと考えております。現状の県の感染症対策では、9月12日まで全県に対し、感染警戒レベル5と医療非常事態宣言が発出されておりましたが、本日から、全県に対する感染警戒レベルが4に引き下げられ、医療警報が発出されております。

しかしながら県では引き続き、「人と人との接触機会はできるだけ少なくする」、「ふだん合わない人との会食は控える」、「県境をまたぐ移動は控える」などの行動指針を示しております。

町のホームページでもその時々々の感染状況に応じて、県が発出する最新の感染情報を掲載しておりますので参考にされ、感染予防などのご対応をお願いしたいと思います。

続きまして、口の地域づくり活動支援事業についてのご質問にお答えをいたします。

町では、創意工夫により自治区や任意団体が自主的に進める地域づくりの活動・事業に対して助成・支援を行い、住民参加のまちづくりの推進を図るため、平成17年度に地域づくり活動支援事業を創設し、これまで自治区等の実施する様々なコミュニティ活動への支援を行ってまいりました。

ご質問の、ここ3年の申請状況と実績として、平成30年度から令和2年度までの実績で申し上げますと、平成30年度は申請が11区に対し、自治区の都合で申請を取り下げた1つの区を除き10区に補助金を交付いたしました。令和元年度は申請16区に対し取下げが1件あり、実績は15区でございます。令和2年度は申請は18区で実績は14区でございましたが、新型コロナウイルスの影響により、予定していたイベントそのものを中止したことなどにより申請取下げ、未実施が4件と多くなっております。

また、事業内容の傾向といたしましては、地域での防災訓練の実施や危険箇所や災害時の集合同場所等をまとめた防災マップ、支え合いマップの作成といった、自主防災に関する事業の実績が多くなっており、特に一昨年の台風19号を経験した昨年度は、申請18区中11区が防災関連事業で、災害対策や防災への意識の高まりを感じるところでございます。

次に、交付実績でございますが、平成30年度は本事業の自治区支援分の予算額280万円に対し申請総額は179万2千円で、交付決定額が166万2千円。事業未実施などにより最終的な交付額は149万3千円でございます。令和元年度は予算額280万円に対し交付申請額は

285万6千円で、交付決定額が276万4千円、交付額は事業未実施などがあり、241万5千円でございます。令和2年度は同じく280万円の予算に対し申請総額340万1千円で、交付決定額は279万5千円でありましたが、さきに申し上げましたように、事業が実施できなかった自治区が4区あり、交付額は192万1千円でございます。

次に、予算の増額や活用しやすくなるための方策として、初めに事業の活用の方策としては、年4回の区長会で折に触れ、本事業についての説明を行い、特に新任の区長さんが集まる2月の定例会では、詳細な説明や過去の事例紹介を行い、また、事務局側から積極的にお声がけをし、多くの自治区に申請していただけるよう、個別に事業計画の相談や、申請書の作成支援などを行っておりますが、今後さらに進めてまいりたいと考えております。また、予算額の増額につきましては、ただいま申し上げました、多くの自治区にご活用いただけるよう支援を行い申請の増加を図る中で、自治区が創意工夫をし、自主的に進める地域づくり活動に助成を行うという、自治区の自主性に重きを置いた本制度の趣旨に基づき対応をしてまいります。

最後に、町のホームページでの自治区の活動紹介につきましては、各区の活動を情報共有することで、地域コミュニティの活性化につながり、また、地域づくり活動支援事業の実例紹介として各区長さんの参考になるものと考えますので、ご希望があれば写真や記事をお寄せいただき、広報やホームページへの掲載を行ってまいりたいと考えております。

10番（滝沢君） 担当課長よりご答弁をいただきました。

各自治区ではこのコロナ禍の状況にあっても、様々工夫を図って実施をされているということを理解をさせていただきました。

今後の地域での事業や行事の活動についてということで、ここが一番、どの自治区さんでも気になりなところなんです、今、ご答弁にありましたように、県が示す行動指針に基づいて、とのことでした。

県が示す警戒レベルは6段階あるわけですが、今、ご答弁にもありましたように、現在、本日からレベル4、これはアラートは特別警報ですが、引き下げられております。

地域での事業、それから行事の開催を考えた場合、もちろんしっかりと感染症対策を図るということは絶対の前提条件でありますけれども、今、一番下の段階のレベル1ですね、これがアラートは平常時で感染者の発生が落ち着いている状態、そういう状態でなければならないのか。またレベル2、アラートは注意報ですが、感染が確認されており注意が必要な状態、でも実施可能なのか。あるいはレベル3、アラートは警報、感染拡大に警戒が必要、でも可能な場合があるのか。

実施する事業、それから行事の内容や規模で異なると思いますけれども、なかなか自治区単位では判断が難しい場合があると思います。その場合ですね、ぜひとも、町のほうへご相談をさせていただいて、全体を見ながらご相談をさせていただくということをお願いをしたいと思います。

それと、地域づくり活動支援金の関係ですが、予算額は大体280万で推移をしておりますが、やはり、いろいろ取下げとか、それから、去年はコロナ禍の状況でやむを得ず実施できなかったということもあると思うんですけども、やはり予算額に対して、まあ、なかなか満額ってのは難しいんでしょうけれども、まあ、かなり開きがあるのではないかなというような感想です。

これは、いろんな目的があって実施していただいている事業なんですけども、非常に、各自治区の支援の補助としては非常に有効な事業だと思います。いろんな機会に、ぜひ周知をお願いしたいと思います。

その地域づくりの関係で、ちょっと、3点だけ質問をさせていただきます。

町内27自治区に対し事業実施区の実績が、先ほどご答弁で30年10区、元年度が15区、2年度が14区。これは先ほどもお話がありましたコロナの影響もあったと思います。それから、3年度は今のところ申請は15区ということで認識をしておりますが、約4割から6割の自治区が活用をされてないという状況があります。ここら辺をどう捉えていただけるでしょうか。

また、30年度、それから元年度ですね、申請を取り下げた自治区がありますが、その状況についても伺いたいと思います。

2つ目として、平成17年度に創設された事業との答弁でございましたが、当初、期間は限定的であったと思います。今後のその事業継続へのお考えもお聞きをいたします。

3点目に、毎年度自治区からこの制度に対して、支援事業につきまして申請がありまして、それで、審査という過程を経て事業実施ということになるんですが、その選考会の審査方法ですね、これをちょっと、お伺いをいたします。

企画政策課長（大井君） 再質問に順次お答えをいたします。

初めに、この地域づくり活動支援事業につきましては、先ほど申し上げましたけども予算額280万円で実施をしておりますけれども、280万円を申請区で分配をするのではなくて、申請していただいた案件について、審査をして予算付けをしていくというものでありますので、必ずしも予算満額交付するといったものではございません。

それでは、質問にお答えをしてみたいと思いますが、初めに地域づくり活動支援事業の活用状況などについてのご質問でございましたけれども、この事業は、自治区の自主的な計画に基づいて申請された事業について審査を行い、補助をする事業でございます。したがって、連続して申請をされる自治区や必要に応じて申請をされる場合もありますので、必ずしも全ての自治区から申請されなければならないものではありませんが、できるだけ多くの自治区のご活用をしていただきたいと思いますと考えております。

また、一方において、自治区の資金不足等により、事業の実施にちゅうちょされている場合などは、ぜひご相談をいただき、ご活用いただければと考えており、先ほども申し上げましたが、申請される区長さんの支援の継続をしてみたいと考えております。

また、30年度、令和元年度の申請取下げにつきましては、計画した事業を実施するにあたり、思いのほか準備に時間がかかってしまったなど、自治区の事情により予定していた行事ができなかったものでございます。

次に、今後の事業の継続についてのご質問でございますけれども、この事業は平成17年度の制度創設当初は3年の期間を限定した事業としておりましたが、自治区から事業継続の強い要望をいただき、3年ごとの事業実施期間を設け期間を延長してまいりました。

本年度はこの3年ごとの事業実施期間における初年度にあたるので、現時点におきましては、令和5年度までの3か年は継続してまいりたいと考えております。

最後に、審査方法についてのご質問ですが、本事業は自治区により申請された事業を選考会において選考し、その審査結果により1事業30万円を上限に交付額を決定しております。選考会は行政協力員の正・副会長の5名と公民館長、長野大学から1名ご推薦を頂き、合計7名に選考委員の委嘱をしております。

この選考委員により、各自治区からの申請内容とプレゼンテーションにより、公益性・自主性・発展性・地域性・独創性の5つの項目などについて審査を行い、点数化をしていただきます。また、事業の内容が、高齢者等バリアフリー化、防災・減災のための事業、ごみの減量化、安心・安全なまちづくりの4つのテーマのいずれかに該当する場合はさらに加点をする方法で審査を行い、出された得点と順位に基づいて交付額を決定しております。

10番（滝沢君） 再答弁をいただきました。

前段で課長のほうからありました、これは27地区広く配賦する、いわゆる交付金ではないということで、その点は理解をさせていただきました。

再答弁をいただきました、その地域づくり活動支援金につきまして、ご答弁にもありましたけど、いろんな形で活用されとります。ですが非常に活用できる範囲が広くて、これ、ほんとに自治区においては大きな支援になるのではないかと思います。

やはり、これは、あの、その区長さんごとのそのイメージとか、こうしたい村づくり、地域づくりについてね、具体的にこう進めるっていう上で、やはりそのイメージとか、それから、そういう過去の事例ですね、そういうこといろいろ担当課のほうからまたお示しをいただいてですね、区長さんに取り組んでいただけるような周知をお願いしたいと思います。

それから、なかなか、年明けて、いきなり区長さんになってからっていう取り組みでは、なかなか時間的に難しいんで、やはり、前年度、まあ、今ぐらいの時期から年末にかけて、ちょっと、区長会が開かれるかどうかは難しいところですけども、そういう機会にこういう活用方法の事例などをお話しいただいて、広く周知をいただければと思っております。

その中で、1点だけちょっと、要望をさせていただきます。先ほど、広報、それからホームページに地域活動を掲載していただくということで答弁をいただいたわけですが、自治区の中で

は独自に、「区民だより」とか、それから「公民館だより」ですね、文化センターのほうにも掲載してありますけれども、独自に発行されている区が多くあると思います。これも、見方によっては地域が見える取組の一つだと思いますので、その掲載のお願いと、今後区長会などでそういうお知らせをいただければ、というふうに思っております。

時間の関係で進めますけれども……。

現在進む人口減少、それから少子高齢化の問題は、町の問題であるとともに、地域の活力が失われる懸念があり、地域の大きな問題でもあります。地域活動、公民館活動など来年こそ普通にできることを切望しておりますが、有識者の見解では、元の生活に戻るのに3年から5年かかるとの見方もあります。今でも、自治区では役員の成り手不足や、地域の事業・行事が縮小され、アフターコロナでの事業や行事再開にあたっては、相当のエネルギーを要するものではないかと想像もいたします。町におかれましては、今後とも変わらぬ連携と支援を希望いたします。

では、次の質問に移ります。

2、地域の防災力向上と災害時の共助について。

近年、毎年のように全国各地で自然災害が頻発し、尊い命が失われ、経済的損失など大きな被害が発生しております。当町でも令和元年19号台風災害では、初の避難所開設を経験し、町民の皆様へ防災への意識を高めていくことの重要性和、自助・共助・公助のさらなる構築の必要性を感じております。その中でも、自助と共助は地域の防災力向上のために不可欠で、特に共助は各自主防災会の役割の中で重要な取組と捉えるところです。

9月5日に発生しました茅野市の土石流による災害は、住宅8棟が全壊し、家屋60棟余りが浸水する被害が出ました。幸いにも迅速な避難情報と防災無線や市消防団員、茅野署員の呼びかけで、多くの住民が避難を早めたとしております。また、地域では例年避難訓練を実施し、災害への意識が高かったことが人が出さなかった要因であるともしていました。

当町でも急峻な地形が沢に存在し、同様の災害が起きる可能性は十分に考えられます。災害発生時において、迅速で正確な情報発信、それに伴う地域住民への声掛け、避難誘導が命を救う行動につながるだけに、茅野市の実例は自分ごととして捉える必要があります。

そこで、地域の防災力向上のため、自治区の取り組みについて質問いたします。

イ、防災講習会について、次の2点につきまして質問いたします。

1、各自治区の防災講習会取り組みの現状は。防災訓練と連動している場合もあると思いますが、それぞれの自治区で想定される災害と危険度が異なります。講習の内容などの工夫があれば伺います。

2、今後、各自治区と共催し、防災力向上のため防災講習会を開催する考えは。防災意識の向上のためには、より多くの区民の方が参加しての周知・啓発への取り組みが重要と考えます。

次に、ロ、災害時の避難行動要支援者についてです。7月5日防災説明会が開催され、担当課

からそれぞれ避難情報のポイント・避難行動フロー・情報発令のタイミングと放送内容・要支援者の対応についての説明がありました。その中で、避難行動要支援に関連し、次の3点につきまして取り上げます。

1、個別支援計画について。本年5月改定された経緯と内容は。

2、各自治区への避難行動要支援者名簿提供の状況は。また、「災害時住民支え合いマップ」作成の自治区の状況は。

3、個別避難計画と「災害時住民支え合いマップ」の関係性は。また、それぞれの作成にあたり、自治区へ今後の周知と啓発は。

さらに、「災害時住民支え合いマップ」の作成を進めるために、ひな形作成への考えは。

避難行動、個別避難計画については、ひな形の説明がありました。内容は、かかりつけ医など医療・福祉サービスを含む本人情報、支援に関する情報、住まいに関する情報、緊急連絡先、避難支援実施者情報、避難場所など詳細な記載が必要で、自主防災会が取り組むとした場合、非常に困難さがあると感じます。

まず、かなり踏み込んで個人情報の聞き取りが必要なことと、自主防災会役員、民生児童委員さんのマンパワーが必要で、避難行動要支援者名簿に記載されている方の数では、単年度での作成は難しいのではないかと感じます。

他方、「災害時住民支え合いマップ」は現在、社会福祉協議会が窓口となっておりますが、避難行動要支援者名簿により同意をいただいた方を地図に落とし込み、担当避難支援者が災害発生時、自分の担当エリア内の支援者へ声掛けや避難誘導を促すもので、個人情報も限られ、より実効性があるものと思います。

現在、当区でも民生児童委員さんと連絡をはかり作成を進めておりますが、要支援者のほかに独り暮らしの高齢者の方も記載をいたしました。また、ほかの自主防災会では小さなお子さんがいる家庭の支援情報も記載例があるとお聞きをしております。地域の実情に合わせ、記載内容を拡大しての作成が可能と思います。

その作成の工程で大変なのが、全て一からのスタートすることです。基本的なひな形があれば、より取り組みやすいのではと考えます。法律の位置づけもあると思われませんが、「災害時住民支え合いマップ」の作成を優先して促し、そこへ個別の必要な情報を肉づけしていくことのほうが、いつ起こるか分からない有事の際の活用として、現在はスピード感が求められておりますが、より、実効性があるのではと思います。その考えも含め、お伺いをいたします。

以上、質問いたします。

町長（山村君） ただいま、滝沢議員さんから2番目の質問としまして、地域の防災力向上と災害時の共助についてということで、イトロとご質問ありました。

私からは、伊の防災講習会についてお答え申し上げます。

さて、「災害は忘れた頃にやってくる」とよく言われますが、これは、自然災害はその被害を忘れたときに再び起こるものだという戒めの言葉であります。昨今、毎年のように各地で災害が発生する状況の中、日頃から、災害はいつ起きてもおかしくないという、高い防災意識と心構えが大切であります。

幸い当町はこれまで大きな災害がなかったこともあり、町民の皆様も、ご自宅がどういった区域にあり、災害時にはどんな被害が想定されるのか、といったことについてあまり関心のない方もおられたのではないかと思慮するところであります。

しかし、令和元年東日本台風におきまして、町でも避難勧告を発令し避難所を開設するに至りました。町にとりましても町民の皆様にとりましても、これまで経験のないことで、それぞれが課題を持ち、災害対策への大きな教訓となったところであります。

コロナ禍にもかかわらず、昨年、今年と、総合防災訓練を実施いたしました。やはり日頃から訓練し、災害への意識を高めていただくことが、いざというときの行動や避難につながるものと考えておるところであります。

町では「つながる あんしん 坂城町」をキーワードに、同報系及び移動系の防災行政無線を町民の皆様への情報伝達手段として整備してまいりました。これらを、町だけではなく、ぜひ地域でも有効にご活用いただき、安心・安全なまちづくりを皆様と共に進めてまいりたいと考えておるところであります。

今年の町の総合防災訓練は、令和元年東日本台風を教訓として、浸水害と土砂災害を想定し自主防災会と連携した、より実践的な形で行うところであり、主には同報系防災行政無線による各自主防災会から、区民の皆様への地区別放送や移動系防災行政無線を利用した情報伝達訓練をはじめ、避難所の開設及び運営訓練など様々な訓練を実施いたしました。

コロナ禍ということもあり、参加者を各区の役員に絞っての開催ということにいたしました。今後、終息した際には、多くの住民の皆様にも参加していただき、地域住民と行政がより連携した形で災害に備えていければと考えているところであります。

まず、各自治区の防災講習会での取り組みの現状であります。災害に強い安心・安全の地域づくりのため、自主防災会は必要不可欠と認識しており、これまで以上に自主防災会との連携強化を図り、地域住民の防災意識の向上につなげることが重要であると考えております。

各自主防災会では、防災マップや支え合いマップの作成、避難所表示看板や避難誘導看板の設置など、自分達の地域は自分達で守るという共助の精神に基づき、日頃から地域内の安全点検や住民への防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施など、各地区の実情に合わせて創意工夫をいただきながら、自主的に防災・減災に関する取り組みが行われており、地域の防災力の向上に非常に重要な役割を担っていただいております。

こうした活動を行うにあたり、災害に対する平時からの備えの重要性を理解する座談会や、個

人や地域の防災意識を高める防災講習会も、ぜひ取り組んでいきたい活動の一つであり、今年度におきましても7月に全地区を対象に、区長さんにお集まりいただく中で、避難指示への一本化をはじめとした改正災害対策基本法への対応や、ハザードマップの見方、避難情報発令のタイミングや避難情報の伝達方法、そして要支援者の対応や避難所の開設及び運営などについてお話をさせていただいたところであります。

各地区におきましても、実際に荻屋原区や上平区において実施していただいております、また、10月には御所沢区でも計画があるとお聞きしております。

この、防災講習会は、各地区からのご要望・ご希望により、地域の皆さんにお願いしたいことや、皆さんが知りたい情報などを中心に、町の職員が地区に出向いて説明をさせていただいております。

大規模な自然災害の発生時、地方自治体などの行政機関による公助の活動には限界がある中で、地域住民が互いに協力し助け合う共助の力が大変重要であり、各地で発生した災害時においても、こうした地域住民の共助の力が発揮されているところであります。

町といたしましては、今後とも地域防災力の向上のため、消防署・消防団等とも連携を図る中で、様々な面において自主防災会の活動支援に努めてまいりたいと考えているところであります。

福祉健康課長（伊達君） 私からは、ロの災害時の避難行動要支援者についてのご質問にお答えをいたします。

最初に、個別避難計画について、改正された経緯と内容は、ということでございますが、平成25年6月の災害対策基本法の一部改正に伴いまして、市町村には避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられたというところがございます。

これに併せまして、内閣府では災害時要援護者の避難支援ガイドラインを全面改定した、避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針の中で、名簿に記載された避難行動要支援者の避難の実効性を確保するため、地域の特性や実情を踏まえつつ、避難行動要支援ごとに避難支援等をあらかじめ定める個別計画の作成を進めることが適当であるという考えが示されました。

また、内閣府では、令和元年東日本台風や、令和2年7月豪雨など、近年の災害においても、高齢者をはじめとする避難行動要支援者が多く被災しているということから、高齢者等の避難に関するサブワーキンググループを設ける中で、専門家、防災実務者等から個別避難計画の作成を一層推進することにより、高齢者等の円滑かつ迅速な避難を図る必要がある、とした意見が出されたところがございます。

これらを踏まえまして、災害時の避難支援等をさらに実効性のあるものにするため、災害対策基本法の一部を改正する法律が本年5月20日に施行され、個別避難計画の作成について、市町村の努力義務とされたところがございます。

この、個別避難計画でございますけれども、避難行動要支援者ごとに避難支援等を実施するた

めの計画ということでございます。そこには、避難行動要支援者の氏名・生年月日・性別・住所・電話番号・避難支援等を必要とする事由と、支援を実施する避難支援等実施者の氏名・住所・電話番号、また、避難施設・避難場所・避難路に関する事項を記載するというものでございます。

次に、各自治区への避難行動要支援者名簿の提供状況と、「災害時住民支え合いマップ」作成の自治区の状況について、お答えをいたします。

まず、名簿の提供状況でございますが、町では平成31年4月から名簿の提供を始め、提供にあたりましては、町と名簿の提供に関する協定を締結していただくこととしており、名簿の提供地区は、令和元年度が4地区、令和2年度が新たに4地区でございましたけれども、昨年度から開催しております区長さん方を対象とした防災説明会において、名簿の意義や提供についてのご説明をさせていただいている経過もあり、今年度につきましては、8月末までに新たに5地区へ提供をしている状況で合計で13地区に提供をしているということでございますけれども、現在、さらにもう1地区に、一兩日中に提供を行う予定としているところでございます。

また、「災害時住民支え合いマップ」の作成地区でございますけれども、こちらについては5地区でございます。このうちマップの情報を更新している地区もあり、先ほど、議員さんのお話にもありましたように、新たに作成に取り組まれている地区もあると、お聞きをしているところでございます。

次に、個別避難計画と「災害時住民支え合いマップ」の関係性は、ということについてお答えをいたします。

個別避難計画につきましては、先ほどご説明したとおり、法に基づき作成されるもので、個人の支援に特化した詳細な内容を含むものとなります。

「災害時住民支え合いマップ」につきましては、災害時要援護者の避難支援対策に着手する契機として、県が、県社会福祉協議会と協働して、平成17年度から、「住民支え合いマップ」の手法をモデルとした、「災害時住民支え合いマップ」づくりを勧めており、災害時の避難過程において、支援が必要な要配慮者や支援者、避難所、周辺の活用可能な社会資源などを表記した地図、ということでございます。

個別避難計画と、「災害時住民支え合いマップ」は、法による規定の有無はございますけれども、いずれも、災害が発生した際や災害が発生するおそれのある場合に、自ら避難することが困難な方の、円滑かつ迅速な避難支援等、地域住民による共助で実施するためのツールと考えているところでございます。

次に、それぞれの作成にあたり自治区へ今後の周知と啓発は、ということでございます。7月に開催をいたしました、区長さん方を対象とした防災説明会におきまして、今年度は、災害対策基本法が改正されたということを受けまして、従来の避難行動要支援者名簿の説明に加え、個別

避難計画の概要説明と策定にあたっては、自主防災組織と連携して進めていくということを説明させていただいたところでございます。

個別避難計画の作成には相当の時間を要することが予想されますので、町といたしましては、災害リスクの高い区域等に居住をされている避難行動要支援者の方から優先して作成を進めることを考えており、個別に自主防災会等へお声掛けをさせていただきたいと考えてるところでございます。

また、「災害時住民支え合いマップ」の作成にあたりましては、町社会福祉協議会において作成支援を行っており、区長会を通じて周知や啓発を行っているところでございますが、個別避難計画とも関連性が高いことから、町においても周知を図るとともに、啓発をしてまいりたいと考えているところでございます。

次に、「災害時住民支え合いマップ」の作成を進めるために、ひな形作成の考えは、ということでございます。

「災害時住民支え合いマップ」につきましては、各地域で見やすさや使いやすさなどを工夫して、様々な形態で作られているものと承知をしてございます。従いまして、一律のひな形を作成することは難しい状況がございますけれども、取り組みを進める上では、県が作成しました、「災害時住民支え合いマップ」作成のための事例集を参考としていただいたり、マップの作成支援をしている町社会福祉協議会では他地区における作成方法を参考資料としてお渡しをしているというところでございます。

それと、最後に、どちらを優先するというお話がございましたけれども、それぞれの計画マップには目的がございます。しかしながら、内容としては重複する部分もございますので、それぞれの取り組みが、それぞれに活かされるといった部分もあるかと思えます。どちらが優先ということではなく、まず、地域として取り組みやすい方から始めていただくというのも方法かなと思えますし、そうしたことをきっかけとしまして、地域ぐるみでの災害時の要支援者の支援といったことの機運を高めるということにもつながると思えますので、そんな形で取り組みを進めていただければと考えているところでございます。

10番（滝沢君） ただいま、町長、担当課長より詳細な答弁をいただきました。

防災講習会、それから防災訓練、これ、町の総合防災訓練も開催されたわけですが、やはり、今まで地震を想定した訓練が昨年からは、風水害を想定した訓練ということ、より具体的で実効性のある訓練だなと、私も感じております。

昨年も今年も限られた方の参加ということで、限定的ではあったんですけども、非常に内容としては充実した内容であり、これ、多くの方が参加して、やはりその問題を共有するとか、同じ方向に向かって自分ごととして進んでいくためには、非常に重要な取り組みだなというふう感じております。

今後やはり一番大事なのは、啓発活動を含めてですね、継続していくということが重要であります。今後ともより具体的な取り組みをお願いをしたいと思います。

それから、個別避難計画については、いろいろご答弁をいただいたんですが、最初は、法の絡みがあるんで個別避難計画のほうを優先していくのかなということで思っておったんですが、今のご答弁では、よりその地域の実情に合わせてという、取り組んでいただいたほうがいいんじゃないかというようなご答弁、その点は理解をさせていただきました。

「住民支え合いマップ」につきましては、今も町の社協が窓口になっているわけですが、やはりもうちょっといろんな資料とか、それから、いろんな事例も含めて充実していただければありがたいのかなというふうに思います。特に町は、非常に太いパイプが社協とあるわけですから、そこら辺の連携を図っていただくということは今後お願いをしたいと思います。

では、ちょっと再質問の関係で、まず、移動系の防災行政無線について質問させていただきます。

今後、災害時に大きな役割を果たすことに期待されるわけですが、今後、防災講習会でもその使用方法の説明など、そんなような取り入れるかどうか、お考えをお聞きします。

これは、今、区長さんだけが大体講習を受けているんですが、例えば有事の際、区長さんが不在の場合も十分に考えられますので、やはり何人かの役員さんには、これを使い方、取扱いの説明されたほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

それから、さっき、町長から答弁ありました、町の総合防災訓練で情報伝達訓練ということで、この移動系防災行政無線も活用されたわけですが、実は私も本部への情報伝達ということでつなげようと思ったんですが、15分ぐらいつながらなかったんですね。それが、画面には応答なしということの、特に、これ、アラームっていう表示ではなかったものですから、ちょっと電話回線みたいな感じで、話し中なのかなっていうふうに私は理解しておったんですが、それでも15分ぐらいつながらなかったものですから、念のため、アンテナと、それからバッテリー、本体、3分割にされているんですが、一応、全部取り外してもう一回組み立て直してやったらつながったということで、やはり何らかの接触不良だったのかなっていうような気がいたします。そこら辺のやはり取扱い上の注意ですね、そういうことも十分に考えられますので、そこら辺の周知のこともそういう講座の中でお伝えいただければなと思います。

それから、その移動系防災無線の機能ということで2つ目に質問をさせていただきます。

今、言いましたように、その3分割で組み立てて、全くむき出しの状態で使用するわけなので、その一番心配はその防水機能、それから、2つ目が、その落下などしたときの破損した場合の補償といいますかね、という費用面のこと、それから、3つ目が、その組み立てた状態で充電の方法への考えは、これは、いわゆるスマホなんかもそういう形で充電はできるんで、そういう使い方は可能なかどうか、それから、できればですね、その破損のリスク軽減のためですね、今ホ

ホルダーがあれば一番いいのかなと思うんですが、そこら辺の、ホルダーで保護への考えはということでお聞きをいたします。

住民環境課長（竹内君） 再質問に順次お答えいたします。

初めに、防災訓練で移動系防災行政無線の使用法の説明を取り入れる考えについてですが、昨年7月から運用を開始しました、移動系デジタル防災行政無線は、全体で82台を配備いたしました。

この内訳としますと、移動系防災無線には3種類のタイプがあり、可搬型が37台、携帯型が30台、車携帯型が15台であります。可搬型は、避難所として位置づけられている文化センター、小中学校、保育園、各公民館など37か所へ配備し、固定局としての役割を目的とし、いざというときには無線機を取り外して持ち運びすることも可能というタイプであります。

携帯型は無線機を持ち運びして災害現場等で使用するタイプで、役場庁舎内に30台を配備しております。

また、車携帯型は、役場公用車4台及び消防団車両11台の計15台に配備しております。公民館に配備させていただいております可搬型でございますが、基本的には固定電話のような形で使用していただくことを想定しておりますが、無線機を持ち運びして使用する場合には、一旦、本体から無線機を取り外してアンテナを取り付けるなどの手順が必要となることなど、使用方法につきましては多少分かりづらい部分もあるかと思っております。

毎年、区長会の際には全区長さんに防災無線の概略についてご説明をさせていただいており、さらに、町総合防災訓練の実施前にも対象地区となる区長さんのほか、役員さんに防災講習会を開催しているところでありますが、区の皆さんは毎年変わりますので、お申し付けいただければ個別に説明をさせていただきます。

今年もいくつかの区からご要望をいただき、説明をさせていただいたところでございます。

また、地区で開催される防災講習会におきましても、実際に無線機の取り扱い方法を実践された地区もございます。役員さんのみならず、多くの区民の皆さんに説明をさせていただくよい機会となりますので、取り入れていただければ地区へ出向いて説明をさせていただきます。

次に、防水性能についてでございますが、配備させていただいた無線機の防水性能は、全て水に浸しても影響がないように保護されたものであります。従いまして、降雨の際でも問題なくご使用いただけるものでございます。

なお、万が一、使用中に無線機を落としてしまい破損した場合や故障などの際は、無線設備は町の所有でありますので、町が適切に修繕対応をいたします。

次に、無線機を組み立てた状態での充電方法と破損リスク軽減のためのホルダーの保護の考え方ですが、まず、既存の可搬型は本体に充電器が取り付けられており、この充電器だけで24時間ご使用いただけます。加えて、無線機自体のバッテリーパックも同じく24時間使用で

きますので、万が一、停電が長時間に及んだ場合でも合わせて48時間の使用が可能となります。一方、組み立てた状態で充電する場合はスタンド型の充電器を使用しますが、可搬式のような充電機は備えておりませんので、使用可能な時間は無線機バッテリーパックによる24時間となります。

また、持ち運びの際のホルダー、いわゆるショルダー式の保護カバーにつきましては、先ほど申し上げましたように、公民館に設置した可搬型は基本的に固定式で使用していただくことを想定しているものでありますが、充電保護ホルダーとも、今後の運用を図る中で、実際に使用されている区長さんなどのご意見を踏まえまして、検討してまいりたいと考えております。

10番（滝沢君） 担当課から詳細な説明をいただきました。内容は理解いたしました。

ちょっと、個別避難計画の関係で1点だけ質問させてください。

今、13区プラス1ということでご答弁いただきましたが、この区はですね、今後、そういう個別避難計画についての作成の考えがあるのか、それからその作成にあたっては、どこが窓口で支援していただけるのか、その点だけをお聞きいたします。

福祉健康課長（伊達君） 名簿を提供している地区が計画の作成の意思があるかどうかというご質問だと思いますけれども、この計画については、先ほど答弁したように法に基づき作成をするということでございますので、作成をしていただけるよう、私どもでもご案内をしてみたいというところでございます。

窓口については、現状では福祉健康課ということでございます。

10番（滝沢君） 担当課もかなり業務が大変な状況だと思いますが、よろしくお願いをしたいと思います。

この新型コロナウイルス感染症が未曾有の災害とも位置づけられております。町の業務も、今まで経験したことのない状況で、昼夜兼行の対応をしていただいておりますことには、敬意を払うところです。自然災害へ防災減災と併せ、感染症対策も今後迫られる重要な施策であると思います。

以前の一般質問で危機管理室創設の件で、町は、各課を横断して取り組むと答弁されました。現在の様々な状況を見ますと、有事の対応だけではなく、平時においても取り組む課題は多いと感じます。町民の生命と暮らしを守るために独立した危機管理室の創設を切に希望するところです。

以上、一般質問を終わります。

議長（小宮山君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前11時03分～再開 午前11時13分）

議長（小宮山君） 再開いたします。

次に、8番 栗田 隆君の質問を許します。

8番（栗田君） ただいま議長より発言の許可を得ましたので、通告に従って一般質問をさせてい

たきます。

今日の最初、第1番目は、町の景観ということについて質問をさせていただくつもりです。

幕末の頃にやってきたアメリカの公使、ハリス、タウンゼント・ハリスですけれども、この日本を見て何と質素で、正直で、道徳心の高い、そして幸せそうな人達が暮らしているのかという、ここに日本を開国させて日本人の幸福はかえって損なわれるんじゃないかというようなことまで彼は述べています。

同じような時期にイザベラ・バードっていう女性の旅行家に来て、世界で唯一、女性が一人で旅行できる唯一の国だというようなことまで述べています。そういった日本人が当時持っていた道徳心あるいは倫理観、秩序観、そういうものが源泉となって自分達の身の回り、あるいは町並み、ありとあらゆるところで清潔さが保たれてきたのだと、私はそういうふうに考えております。

ところが、昨今、私も田んぼをやっていますけれども、田んぼの周りを見渡しても、稲と雑草じゃあ、雑草のほうが多いんじゃないかというような田もあれば、雑草だらけの田もある、そういった畑、田んぼの荒れ方というのは、かなりひどいものがあります。私も農業委員をやらせていただいております関係で、ずっと見てまいりましたけども、ちょっと目に余るんじゃないか。

それと、町の中の、じゃあ、景観はどうかということになりますと、やはり、かなりちょっと、散歩なんかしてても、こういった景観が損なわれているんじゃないかと思うような事象が多く見られますので、そこで今回、一般質問として、その町の景観について質問をさせていただきます。

まず、イとして、廃品回収物、これはどうも廃品と言ってはまずいかもしれないんで、有価物、売れば儲かるというようなタイプの資源なんかも含まれておるわけですけども、皆さんから見れば廃品を回収したものが積み上がっていると、そういったものが町の景観を毀損している状況は少し目に余るんじゃないかと、そういうことに対して町のほうでは、そういった実態をどのように把握しているか、それから、それに対する見解を聞きたいということが、まず、イです。

それから、ロとしまして、私のところへ、その回収物の一部と見られるようなもの、あるいは破片、金属もあるんですが、飛散しているという苦情が寄せられております。町、行政に寄せられているほかに、多々、苦情はあると思うんですが、どのようなものがあるかを教えていただきたい。

それから、ハとしまして、これは、景観、見た目、風景の問題にとどまらず、有害物の漏出とか、そういうことが原因で土壌あるいは水質、あるいは大気汚染などへの環境への影響が心配されます。当町でのそういったものに対する取り組みはどうなっておるか。

それから、ニとしまして、当町の対策として県あるいは国への要請、あるいは市町村レベルでの条例化などを含む取り組みが考えられると思うわけですけれども、当町の見解をお聞きしたい。

そのイ、ロ、ハ、ニ、4つについてお願いいたします。

町長（山村君） ただいま栗田議員さんから1番目の質問としまして、廃品回収物等集積所と環境

保全についてということで、イ、ロ、ハ、ニとご質問ございました。

私から全体的な考えを申し上げまして、詳細につきましては各々担当課長から答弁申し上げます。

まず、高度経済成長期以降、企業の生産活動等に伴う廃棄物の増大、あるいは処理困難な廃棄物の拡大に対して、市町村が廃棄物処理の責任を有する清掃法では対処が難しくなった背景から、これを全改定する形で昭和46年から廃棄物の処理及び清掃に関する法律、廃棄物処理法が施行されました。

法律では、事業活動に伴う廃棄物のうち、法令で定める20種類を産業廃棄物として区分し、その処理責任を排出事業者が負うこと、そして家庭から出るごみは一般廃棄物として、従来どおり、市町村が処理責任を負うという体系が整備されました。

また、一般家庭から排出される使用済みの廃家電製品は、その多くが破碎処理の後に、鉄などの一部の金属のみ回収が行われ、約半分は、そのまま埋め立てられる状況が続きましたが、廃家電製品には鉄・アルミ・ガラスなどの有用な資源が多く含まれること、また、我が国の廃棄物最終処分場の残余容量の逼迫などにより、廃棄物の減量化とリサイクルが喫緊の課題となりました。

このような状況を踏まえまして平成10年6月に、廃棄物の減量と再生資源の十分な利用等を通じて廃棄物の適正な処理と資源の有効な利用を図り、循環型社会を実現していくため、使用済み廃家電製品の製造業者等や小売業者に新たに義務を課することを基本とする新しい再商品化の仕組みを定めた家電リサイクル法が制定され平成13年4月に施行となりました。

この法律では、家庭用エアコン、テレビ、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機及び衣類乾燥機の家電4品目について小売業による引取り並びに製造業者、輸入業者に対してリサイクルと家電に含まれるフロンを回収することが義務づけられ、排出者である消費者には家電4品目を廃棄する際、収集運搬料金とリサイクル料金を支払うことなどが定められました。消費者が家電4品目の引取りを依頼した場合、家電販売店または収集運搬業者から家電リサイクル券が渡され、これにより、リサイクルが確実に行われているかを消費者側からも確認することができるシステムとなっております。

その後、平成25年4月、使用済小型電子機器等に利用されている金属、その他の有用な物の相当部分が回収されずに廃棄されている状況に鑑み、使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律、いわゆる小型家電リサイクル法が施行されました。

これら家電製品につきましては、法律により適正なリサイクルシステムが構築されており、町といたしましても月に2回実施しておりますサンデーリサイクルにおいて家電4品目は有料、使用済小型家電は無料で引取りを行うとともに、使用済小型家電の回収ボックスを町内4か所に設置するなど、町民の皆様が適正に排出しやすい機会の確保に努めているところでございます。

近年、全国では一般家庭等から排出される使用済みとなった家電製品等、収集、運搬等をする不用品回収業者が増加し、中には一般廃棄物収集運搬業の許可等受けておらず、廃棄物処理法に抵触することが問題となっております。とりわけ、使用済家電製品は、廃棄物処理法、家電リサイクル法等に基づいて、再商品化等されることにより適正な処理が確保されなければなりません。不用品回収業者に収集された使用済家電製品については、国内外において不適正な処理がなされているものが少なくないと考えられております。このような現状に鑑みまして、不適正な処理への対策を強化するため、国は廃棄物処理法を一部改正して平成30年4月から施行し、対応を強めております。

当町の不用品回収業者におきましては、県と町の合同立入調査におきましても不用品回収業に必要な営業許可類の所持等も含めて、違法な営業実態などは確認されておりませんが、高く積まれた集積物などについて、町民の方から町への対応を求めのご相談をいただいております。町といたしましては、相談をお寄せいただいた場合には改善を図るべく、これまでも県や警察署など関係機関と連携する中で改善をお願いしている状況であります。今後も廃棄物処理法をはじめとする各法令並びに町生活環境保全条例等にのっとり適正な処理について指導、あるいは依頼を実施してまいりたいと考えております。

住民環境課長（竹内君） 私からは廃品回収物等集積所と環境保全についてのご質問に順次、お答えいたします。

初めに、この廃品回収物集積所等の実態はについてであります。廃品回収もしくは不用品回収による営業行為につきまして当町においては、現在、4事業所が不用品回収業者として営業をされており、集積場所は町内に6か所ございます。

まず、不用品回収業を営むために必要な許可について申し上げますと、古物営業法により、古物商営業許可の取得が必要であります。営業所の所在地を管轄する警察署を経由して申請し、都道府県の公安委員会が審査、許可をいたします。法律において古物とは、一度使用された物品もしくは使用されない物品で、使用のために取引された物また、これらの物品に幾分の手入れをしたものと定義されております。

また、県内において一度使用された金属類、いわゆる金属くずを売買もしくは交換する場合には、県条例により営業所ごとに県公安委員会から金属くず商の許可を受け、3年ごとの更新手続きが必要となります。これらの許可は再使用する場合、または材料として価値ある有価物を売買等するための許可であり、廃棄物を収集、運搬、処理等することはできません。廃棄物を収集、運搬、処理する場合には、法律に基づき産業廃棄物については県の許可、一般廃棄物については町の許可が必要となります。

町内の不用品回収業者が回収している品目は主に、鉄、プラスチック、中古機器、雑品等の古物や金属くずであります。古物及び金属くずにつきましては、一度使用された物品である性質上、

売買価格のある有価物なのか、廃棄物なのかの判断が非常に難しく、物の性状や排出の状況、通常の取扱形態、取引価値の有無、占有者の意思など、様々な要因を総合的に判断する必要があります。そのため、町内の不用品回収業者の実態把握につきましては平成23年度以降、毎年廃棄物処理法第19条に基づき、県と町、合同による集積所への立入検査を実施しております。

立入検査では、許可なく廃棄物を収集、運搬、処理するなどの違法な回収が行われていないかの調査をはじめ、前述の古物営業許可証及び金属くず商許可証の確認、そのほか適正処理に関する必要な指導等を行っております。収集しているものが有価物でなく廃棄物で、不用品回収といいつながら無許可で廃棄物を収集、運搬、処分を行った場合は、いずれも違法行為となりますが、当町で営業されている不用品回収業者につきましては古物商及び金属くず商として必要な許可を取得しており、これまでの立入検査で違法な廃棄物の収集、運搬行為等は確認されていない状況でございます。

続いて、口の近隣の住民からの苦情の実態でございますが、近隣住民の方から町に寄せられた相談といたしましては、収積所からの収積物のせり出しや、収積物の一部飛散に関するものなどです。町に苦情が寄せられた場合は、速やかに状況を確認し、事業者に対して改善を依頼するとともに、状況に応じて県及び警察など関係機関とも連携し、指導を実施しております。

また、毎年実施している県との立入検査の際に、積上げの高さなど、集積物の保管方法などにつきましても県とともに指導をすることで対応を促しているところでございます。

続きまして、ハの環境保全の観点から町の取り組みについてお答えいたします。

はじめに、集積所の保管状態、特に高く積み上がった状態は、町といたしましても環境保全上、また景観上の問題があると認識しており、立入検査の都度、町生活環境保全条例に基づき、改善指導を実施しているほか、その後の対応について追跡、確認をしておりますが、違法とまではいえないことから集積所ごと対応の進み具合に差がございます。集積物が廃棄物であれば、廃棄物処理法にのっとりた指導も可能となりますが、廃棄物の認定が難しい状況の中、改善指導を重ねることで対応を促している状況でございます。

町といたしましては、引き続き、県や警察署など関係機関と連携し、改善が図られるよう指導してまいります。

そのほか全国的には、違法な回収業者が家電等を回収し、環境保全措置が十分に講じられないまま不適切なスクラップ処理や保管をされることが環境保全上の問題となって久しく、長きにわたり対応の強化が求められておりました。そのため、国では一部改正した廃棄物処理法を平成30年4月に施行、ガイドラインを示し、対応を図ってきたところであります。その主な内容は、使用を終了し、収集されたエアコン、テレビ、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機及び衣類乾燥機の家電4品目と炊飯器やヘアドライヤー、扇風機などの小型家電リサイクル法で対象とされる28品目のうち、廃棄物に該当せず、かつ再使用されないもので、鉛等の有害物を含むものや、適正でな

い保管または処分が行われた場合に、人の健康、または生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものを有害使用済機器と位置づけ、これを保管または処分する基準の遵守が義務づけられたことと、事業者は都道府県への届出が義務づけられたことであります。

当町の不用品回収業者につきましては、県とのこれまでの立入検査において有害使用済機器の保管、または届出が必要な事業者には該当しないと判断されております。

町では適正なルートでのリサイクルが促進されるよう、使用済み小型家電につきましては、町内4か所に回収ボックスを設置するとともに、月2回のサンデーリサイクルで無料回収を行い、町民の皆さんの排出の利便性を図っているほか、処理手続が煩雑なテレビ、エアコン等の家電4品目につきましてもサンデーリサイクルでの有料回収を行っております。特に、家電4品目は排出方法が分かりにくいと言われますが、買換えの際に、販売店に引き取っていただくことや郵便局の振込方式で料金を支払い、最寄りの指定引取場所に直接持ち込む方法、またサンデーリサイクルにお持ちいただく方法による適正なルートでの排出をお願いしたいと存じます。

町といたしましては、町民の皆様が身近に排出できる機会を確保し、適正ルートでのリサイクルを促進するとともに、引き続き事業者への指導等により環境保全に努めてまいりたいと考えております。

次に、二の条例化等の対策を考えているかについてでございますが、不用品回収業につきましては、これまでご説明申し上げましたとおり、様々な法律や条例による規制がございます。古物営業許可、または金属くず商許可に関しましては、それぞれ法律または県の条例に基づき県警が立入検査を行い、営業活動について必要に応じて指導をしているところであります。

また、県と町は、前段で申し上げましたように、法律に基づく立入検査により、違法な廃棄物の収集・運搬、処理等が行われていないかを確認するとともに、今後は特に有害使用済機器の保管、または届出が必要な事業者に該当するかを重点的に確認することで環境保全を図ってまいります。

町といたしましては、不用品回収業者の規制を目的とした条例の制定は考えておりませんが、状況に応じ県や警察署など関係機関と連携し、引き続き、町生活環境保全条例に基づく指導を実施するなど対応を図ってまいりたいと考えております。

8番（栗田君） 今の答弁を聞いていて一番気になるところが、この町に住んでいる人で、例えば、隣がそんなようなものが集まっている、それ自体は法律から見て違法でも何でもないと。そうであっても、そこの人っていうのは、内容自体はリサイクル法にちゃんと即しているんだとはいっても、隣に住まわれている方とすれば、そういうものの中でいろんなものが飛散してきたり、そういうところで恐怖を覚えたり、その会社のイメージというものもあるでしょうしね、隣にそういう、まあ、それは、見た目だけの問題ですけども、ちょっと見た目がよろしくない。だけど、そんなことは法律上は、規制はできないということは、今、言われたとおりだと思うんですね。

リサイクル法が絡むと何でもかんでも難しくなっちゃって、とてもその中で一般人が区別できるようなタイプの話じゃなくなっちゃうんですね。それでずっと、まあ、その法律でこう、こっちの法律ではこう、だから適法であると。確かに適法ではあるんでしょうけれども、普通の住民からすると、そう言われたからといって、はい、そうですかというわけにもいかないんですね。

上田市のほうの、ちょっと調べてみましたが、環境条例の5条に、景観に与える影響が大きい事業者の場合には良好な景観の形成を図るために必要な措置を講じなければならないというのが5条であります。

それから、7条の5のほうなんか見ますと、主要な幹線道路あるいは河川などに沿っている地域とか、眺望がいい地域とか、要するにこれはリサイクルとは無関係に景観を事業者が毀損しているんじゃないかということで、これは確かに慎重にやらなきゃいけないことだと思いますけども、上田市でそういうものがあると。それで私は先ほどニのところで、町としてはそういうお考えはどうかと、せめて検討会ぐらいは立ち上げてみたらどうかと私は思うわけですが、そのところをもう一度、再質問させていただきます。

住民環境課長（竹内君） 再質問にお答えいたします。

景観に関するご質問でございました。町としましては、先ほど申し上げましたように、町の生活環境保全条例というものがございまして、そこには景観に関すること、それから、いわゆる公害に関すること、そういったものについての規定がされております。

先ほど来申し上げましたとおり、町としましては、いろいろな、廃棄物ですとか、リサイクルですとか、そういったいろんな要素が絡む中で、なかなか、不用品なのか廃棄物なのかの判断が難しい場面もございまして、それにつきましては、しっかりと指導をしていくということを経営して続けてまいるということで。

あと、例えば、景観法といいますか、そういったものに基づくものにつきましても県のほうでも対応をするということでございまして、必要に応じた対応をしてみたいというふうに考えております。

8番（栗田君） 今聞いていますと、やっぱりリサイクル法って、この2年間ずっと私、こういう無駄なことはやめましょう、やめましょうってずっと言ってきたわけですが、結局はそういうところが非常に複雑な構造をせざるを得ないと、法律がですね。それで、今言われたように、リサイクル法に照らすと、これは、ごみなのか、あるいは有価物なのか、不用品なのか、それとも廃棄物なのか、それによって処理が違ってきちゃいますんでっていうことで、それがどんどん——ただ、まあ、住民のほうからすればそういうものがどんどん積み上がっちゃうということですね。

私のほうに、こういうものが飛散して困ると言われている方は、写真つきで送ってきているわけで、ああ、確かにこういうものが飛んできたならこれは危ないなと。だけど、その飛んできたも

のがそっちの物かどうなのかは、そんなのは分かりませんと言われれば、それこそ、因果関係はどうなっているなんていう話になって、雲散霧消をしまいそうな話なんですけれども、そういうことに対して、町のほうとしては寄せられた苦情に対してそれぞれ1件1件ついて真摯な対応をお願いしたいということで、この問題についてはここまでにいたしたいと思います。

次は、今皆さんもいろいろなテレビ、マスコミなんかの情報からご存じのように、北海道なんか外国の方に、外国の企業団体・個人に土地が買われて、どんどん日本の国土が侵食されているという問題。私のほうは、母が北海道出身ですので、特に自分が夏を過ごした北海道のあそこがほかの国の人の所有になった、あそこが香港のどこかの会社に売られた、そういう話を聞くと、かなり深刻な事態だなと思うわけですね。

それで、今年、2021年の6月に成立した法律ですけども、ちょっとやたら長いものなんで一応、土地の利用の規制に関する新法という名前のもので、重要施設の周辺とか、あるいは国境、あるいは離島の土地をどのように購入して、どのような利用をするのか、それを日本国政府が調べることができるという、いわば画期的な法律なわけですね。これは実は、外国人土地法というのは日本にはちゃんとあって、大正14年につくられて、それで、つくられたまんま、ほとんど何にもそれが出る幕がなくて、民主党時代には、もはやこれは一応書いてあるだけであって何の実効性もない法律だというふうになったわけですね。

ところが、どんどん、どんどん、日本の土地が、特に自衛隊の基地の周辺とか、まあ、北海道もどんどん買われているわけですけども、その北海道が買われているというのは、隣の中国のほうの指導部のほうが北極海の資源からずうっと回ってきて、最終地点が北海道になるというような計画なんだと思うんですね。

それから、皆さんもよくご存じのように、日本の尖閣諸島の周りに、もはや中国が実行支配しようということで、いつも中国の船がそこに来ているというわけですね。これは、1970年代にローマクラブというところが成長の限界っていう論文を出して、メドウズ博士とかそういう方々がその論文を書いて、出して、もう地球には資源はないぞと、石油も30年か40年しかもたないぞと、それが70年代。そうなって国連も慌てて一生懸命、じゃあ、本当に、地球には資源はそんなに足りないのかということで、慌てて国連が調査したら日本近海が一番多く出たところが尖閣諸島周辺なわけですね。そしたら、それまでは全く日本の領土ということにしてあったその尖閣諸島は、これは中国の物じゃないかということで今、ずうっと中国のほうが行っていることは南沙諸島あるいは西沙諸島、それからこの東シナ海までの日本のシーレーンのところを抑えてしまう。そういった形で非常に日本のほうも危機感を持ったと。

それと、もう1つ危機感を持つ理由が、2010年に中国のほうで国防動員法っていう法律が制定されて、これは18歳から男は60歳、女性は55歳まで、海外在住である人は軍事委員会のほうの号令一下、中国のために立ち上がらなきゃいけないと。それで、これは1回予行演習が

行われてて、その予行演習というのは、制定前の2年前の2008年ですよ、皆さんもよく覚えておられると思うんですけども、善光寺のところで聖火リレー、北京五輪ですからね、そのときの聖火リレーを善光寺が善光寺の使用はやめてくれということを行った途端に、日本全国から動員をかけたらどういうふうになるかということで、中国のほうでやってみたら3千人から4千人が集まってあそこで大騒ぎになったわけですよ。マスコミのほうはあんまり取り上げませんでしたが。そういうことがあって——私は中国の方にどうのこうのと考えているわけでは全くございません。

それどころか、私の甥っ子、姉の息子ですけども、中国の方と結婚して、それで娘もいて、その娘を私に預けて、何で預けると言い出したのかちょっと分かんないですけども、それで勉強とか一生懸命やらせてくれということを一度は言ったんですけども、その後、何か向こうの都合だと思えますけれども、それはやめになった。そうすると私の甥っ子とか、それから去年なんかは私ずっと中国の留学生、もうほとんど日本語ができませんので、日本語駄目だからしょうがない、英語と中国語で、中国語なんて私は全く分かりませんが、英語だけの授業ということで、去年1年間ずっと女性の留学生見ていたわけですけども、こういう留学生とか、今話した私の甥っ子とかが一番の被害者なわけですよ。どうなるか分かんないわけですよ、どういう指令が来るか、それで指令に従わなければ、中国にいる家族にはどんな危害が及ぶかが分からない。そういう状況になったんで、これはまずいんじゃないかと、日本の国家の問題であるということで今年6月に、大正14年以来の、日本の国土を利用する場合には、その利用状況をきちんと日本の政府が把握できる、そういう法律をつくったわけですね。

これが物すごく画期的だと私が思うのは、戦後教育というのは全く日本のこと、あるいは国のことなんかは考えない、それよりもグローバルだ、世界だ、コスモポリタンだ、そういうことでやってきたところが、ここに来てやっぱり国って大事なんじゃないのというような話になって、それで初めて国会のほうで国防というような意味内容のことが重視される法律ができた。これは、国というものですよね、この日本というところは、昔からずっとこの地で生活を営んできた方々の経験、言語、文化、秩序、道徳、歴史、全てを包み込んだ容器としての国ということをもう一度考え直そうというのがこの立法の趣旨だと思うんですよ。

そこで、実は一般質問の通告書では、もうちょっと全く別のをいろいろ書いたら、ちょっと訳分かんなくて、難し過ぎて、駄目だ、こりゃ、ということになりまして、それで致し方ないんでこういった利用規制についての法律ができましたが、当町への影響はいかなるものかと。それについて当町の、立法趣旨を踏まえた上での当町への影響、どのように考えるか見解を問うということに一般質問の通告書になりました。よろしくをお願いします。

企画政策課長（大井君） 土地の利用規制に関する新法についてのご質問にお答えをいたします。

初めに、栗田議員さんがおっしゃられております土地の利用規制に関する新法、正式には、重

要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律でございますが、この法律は、自衛隊や海上保安庁などの施設及び国民の生活に重大な損害が生じるおそれのある重要施設の周辺の区域内、または国境にある離島などの区域内にある土地等がその機能を阻害する行為に利用されることを防止し、国民の生活の基盤を維持並びに国の領海等の保全及び安全保障に寄与することを目的に制定されたものでございます。

同法の規定では、重要施設や国境離島の周辺でその施設または、離島の機能を阻害する行為を、特に防止する必要がある区域を注視区域とし、さらに注視区域のうち、特に重要なものを特別注視区域と指定することができ、注視区域内にある土地等の利用の調査及び利用の規制、または特別注視区域内の土地等の契約の届出などについて定めております。

ご質問の当町への影響につきましては、同法の規定によりますと、仮に当町の一部が注視区域と指定された場合、内閣総理大臣がその注視区域内にある土地の利用状況について調査を必要とし、その土地の利用者等の情報の提供を求められた場合、関係地方公共団体の長は、その求めに応じ情報を提供するものとされております。

また、この法律の目的を達成するために、必要があると内閣総理大臣が認めたときは、地方公共団体の長などに対し、協力を求めることができると規定されておりますので、そのような場合、法の定めにより情報の提供や協力を行うことになろうかと思われます。

なお、同法につきましては本年6月23日に公布されておりますが、一部を除き公布の日から1年3か月を超えない範囲での施行とされており、現在は未施行でございます。従いまして、法の実施に必要な細則などを定めた内閣府令の制定もこれからとなりますので、今後の動向について注目してまいりたいと考えております。

8番（栗田君） 確かに、今言われたように、この法律そのものがこの坂城町に直接何らかの影響を与えるかどうか、という点については直ちに起こるといようなことは、自衛隊の基地があるわけでもありませんし、佐久市のように、佐久市のほうは、かなりこの問題については敏感であって、地下資源、地下水なんかの保全問題で国会議員までもその中に入っているような検討委員会というのをつくっているわけですね。それなんで、直ちにどうのこうのっということはないわけです。

ただ、私が言っているのは、こういう法律ができるといった、その、日本が置かれている事態ですよ、そういうことにもう少し敏感であってほしいと。

坂城町に住んでおられる方で中国の方もおられる、フィリピンの方もおられる、ミャンマーの方もおられる、そういう方々で、例えば、中国を取り上げた場合には、先ほども言いましたように一番の被害者は、当町に住む中国の方であったり、私の、先ほど言いましたように、甥っことかのように中国の人と結婚している人とか、そういうところが一番の被害者になるわけですけど。やはり、こういうことについては、大正14年につくられた外国人土地法っていうのもで

すね、相互主義っていうのがごく当たり前の話で、日本がその国に行って土地を買える、そういう国の人でなければ日本の土地は買えないという、その相互主義ですよ。これは生活保護なんかの受給者も、もう数万世帯にわたって外国の方が日本の生活保護を受けているわけですけども、そういうときには日本人が、じゃあ、その国に行って住んだ場合には生活保護をちゃんと受けれるということが決まっている国では日本の側でも生活保護受給者に、もちろん外国人は生活保護を受けられないという建前にはなっていますが、もはや四、五万世帯が受け取っているわけですけども、一応法律上、建前になってますけれども、その相互主義が認められるんなら問題はなかろうと。日本におられる、その国の方にも生活保護を超法規的な形ででも認めるのは何の問題もないと。国民健康保険なんかもそうですよね。

そういったことが、私とすると、この法律を見て初めて、日本について、防衛するとか、語るとか、この日本という国家は、ほかの国に比べて本当に古くからある国で、もう聖徳太子の17条の憲法の2条には国家っていう言葉が出てくるぐらい古い国であります。そういった日本という国家、ほかの国も大事にしなきゃいけない、当然ですよ。そういった単なるグローバリズムではない、インターナショナリズム、健全なナショナリズムを育ててその上でのインターナショナリズムということで、これからの教育も進んでいくべきだと考えております。

ということで、私の一般質問は、ここで終わらせていただきます。

議長（小宮山君） 以上で、通告のありました12名の一般質問は終了いたしました。

ここで、昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午後 0時05分～再開 午後 1時30分）

議長（小宮山君） 再開いたします。

ここで、総務課長及び福祉健康課長から発言を求められておりますので、これを許可します。

総務課長（臼井君） 貴重なお時間をいただきまして、誠に申し訳ございません。

本定例会に提出いたしました、「令和2年度主要施策の成果及び実績報告書」並びに「令和2年度坂城町一般会計・特別会計決算及び財政健全化判断比率に関する審査意見書」に掲載しております、財政健全化判断比率の将来負担比率の参考数値につきまして、訂正をお願いしたいと存じます。

内容につきましては、将来負担比率の算定に際し、将来負担額に対する充当可能基金として算入いたしました、昨年度新設の新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金につきまして、このたび、充当可能基金に含めない旨、県から統一的な見解が示されましたことから、数値に若干の修正が生じたものでございます。

訂正をお願いする箇所は、「主要施策の成果及び実績報告書」の2ページ下段及び「坂城町一般会計・特別会計決算及び財政健全化判断比率に関する審査意見書」の17ページで、それぞれの財政健全化判断比率の表中、令和2年度の将来負担比率の数値につきまして、「マイナス5.

6」から「マイナス5.3」に訂正をお願いいたします。

お手元に正誤表をお配りいたしましたので、そちらをご確認いただき、訂正をお願いしたいと存じます。

福祉健康課長（伊達君） 引き続き、貴重なお時間を頂戴して申し訳ございません。

同じく「主要施策の成果及び実績報告書」において記述に誤りがございましたので、訂正をお願いしたいと存じます。

報告書の119ページであります。介護保険特別会計の事業概要についてでございますけれども、概要の上から2行目、介護保険制度が創設されてから20年が経過しと記載をしておりますけれども、正しい経過年数は21年でございます。

お詫びを申し上げますとともに、訂正をお願いしたいと存じます。よろしくをお願いいたします。

議長（小宮山君） お諮りいたします。ただいまの説明のとおり訂正することにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（小宮山君） 異議なしと認め、ただいまの説明のとおり訂正することに決定いたしました。

次に、日程に掲げた議案につきましては、去る9月2日の会議において提案理由の説明を終えております。

◎日程第2「議案第52号 令和2年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」

議長（小宮山君） 決算案の提案理由及び詳細説明は済んでおりますので、直ちに総括質疑を行います。

質疑にあたっては、自己の委員会の所管に属する事項については、各委員会においてお願いいたします。

また、質疑に際しては、決算書のページ及び科目を明確に示して質疑されますようお願いいたします。

また、マイクの位置についても確認をお願いいたします。

まず、歳入について総括質疑に入ります。

13番（塩野入君） 歳入について、質問いたします。

まず、13ページですが、款1町税、項1町民税、目1個人の節1現年課税分の収入未済額、これの件数、人数、最高額です。それから不納欠損額の件数、人数、最高額をお聞きをいたします。

同じく節2の滞納繰越分、これの収入未済額、これについては件数、人数、最高額と最長年をお聞きをします。

それから、不納欠損額については件数、人数、最高額をお願いします。

目2の法人節1現年課税分の収入未済額、件数、人数、最高額、節2の滞納繰越分、これは収入未済額の件数、人数、最高額と、これは最長年もお聞きをいたします。それから項2の固定資産税、目1固定資産税の節1現年課税分、これも収入未済額の件数、人数、最高額、それから不納欠損の件数、人数、最高額、同じく節2の滞納繰越分の収入未済額、件数、人数、最高額と、これは最長年、それから不納欠損額は件数、人数と最高額をお聞きをします。

続いて、目3の軽自動車税の目1軽自動車税種別割の節1現年課税分の収入未済額の件数、人数、最高額、そして不納欠損額の同じく件数、人数、最高額です。

節2の滞納繰越分、収入未済額、件数、人数、最高額と、これは最長年、それから不納欠損の件数、人数、最高額、以上をお聞きします。

続いて、15ページ、款、項、目、いずれも地方交付税でありますけれども、普通地方交付税は幼児教育・保育無償化と、それから会計年度任用職員制度などで、前年比9.4%、8,900万円余の増額であります。この無償化と、それから任用職員制度、それぞれのどのぐらいの増額かをお聞きをいたします。

続いて、16ページ、款12分担金及び負担金の項1負担金、目1民生費負担金の節3保育負担金滞納繰越分、これの収入未済額の人数、最高額と最長年、それから不納欠損額は人数と最高額、それから第4節時間外保育負担金滞納繰越分の収入未済額、これは人数と最高額と最長年、それから不納欠損は人数と最高額。

続いて、17ページです。節で13使用料及び手数料、項1使用料、目3土木使用料の節3町営住宅使用料滞納繰越分の収入未済額、これは人数と最高額と最長年をお聞きをいたします。

続いて、28ページになりますが、款17寄附金、項1寄附金、目7総務費寄附金の節1総務管理費負担金で、これ当初予算8千万円が当初予算を大きく超える1億900万円、補正で大幅に増えているその内容をお聞きをいたします。

それから、33ページです。款21町債、項1町債目9臨時財政対策債、これ、交付税に連動するわけですが、その連動する中で補正額1億800万円の算出内容ですね。それから、目11の減収補填債、これ新型コロナによる国の交付税の減収の補填分ということでありますが、補正額、これが2,400万円余のこの算出内容、これもお聞きをいたします。

以上です。

収納対策推進幹（長崎さん） ご質問の町税の収入未済額、不納欠損額につきまして税目ごと順次お答えいたします。

決算書事項別明細書13ページ、款1町税、項1町税のうち目1個人町民税の収入未済額でございます。現年課税分につきましては、滞納者数116人、件数312件、最高滞納額は28万3,708円でございます。滞納繰越分の滞納者数は119人、件数1,669件、最高滞納額は217万8,495円、最も古いものが平成2年度のものでございます。

次に、不納欠損額でございます。現年課税分の不納欠損額につきましては、欠損人数が7名で件数22件、最高欠損額は9万4,007円でございます。滞納繰越分につきましては、欠損人数が15人、件数148件、最高欠損額は20万2,055円でございます。

続いて、目2法人町民税の収入未済額でございます。現年課税分の滞納者数が1社、件数2件、最高滞納額は1万6,600円でございます。滞納繰越分の滞納者数は7社、件数47件、最高滞納額は85万2,300円で、最も古いものは平成11年度のものでございます。

法人町民税の不納欠損額につきましては、現年課税分及び滞納繰越分ともございません。

続いて、項2固定資産税、目1固定資産税の収入未済額でございます。現年課税分につきましては、滞納者数129人、件数438件、最高滞納額は279万円でございます。滞納繰越分の滞納者数は149人、件数3,513件、最高滞納額は4,668万4,348円で、最も古いものは平成2年度のものでございます。

次に、不納欠損でございます。現年課税分につきましては、欠損者数12名、件数45件、最高欠損額は16万3,100円でございます。滞納繰越分の欠損者数は17人、件数458件、最高欠損額は102万9,022円でございます。

続いて、項2軽自動車税、目1軽自動車税種別割でございます。現年課税分の収入未済額の滞納者数は23人、件数24件、最高滞納額は1万4,900円でございます。滞納繰越分の滞納者数は61人、件数358件、最高滞納額は39万3,500円で、最も古いものは平成7年度のものでございます。

次に、不納欠損につきましては、現年課税分の欠損者数1人、1件でございます。滞納繰越分の欠損者数は9人、49件、最高額は7万600円でございます。

次に、目2軽自動車税環境性能割につきましては、収入未済額及び不納欠損ともございません。

財政係長（細田さん） 決算書15ページ、款10、項1、目1地方交付税について、お答えいたします。

普通交付税は、地方公共団体が住民に対し、一定の公共サービスを提供するために必要な費用、こちらを基準財政需要額と申しますけれども、この必要経費から、地方公共団体が標準的な状態で徴収が見込まれる税や、交付金等の基準財政収入額を差し引いた額が普通交付税額として決定されます。

幼児教育・保育無償化に係る町負担分は、基準財政需要額の算出に当たっていくつかある算定項目のうち、社会福祉費及びその他の教育費で、会計年度任用職員制度に係る町負担分は、人口による包括算定経費に含まれており、それぞれの算定項目にはこれら以外の要素も含まれることから、個々の算定額を事業ごとにお示しすることは難しい状況でございます。

続きまして、決算書33ページ、款21、項1、それぞれ町債目9臨時財政対策債、補正予算

額1億827万2千円の算出内容でございますけれども、臨時財政対策債は、国から地方自治体に交付する地方交付税の原資が足りないため、地方自治体が借入れする地方債で、7月の普通交付税額決定と同時に発行額が示されます。令和2年度は、普通交付税が当初予算額より増額となったことに合わせ、臨時財政対策債も増額となり、当初予算で見込んだ額と発行額の差額について補正予算に計上したものであります。なお、臨時財政対策債の元利償還金相当額は、その金額を本年度の普通交付税によって措置されることとなっております。

続きまして、同じく町債の目11減収補填債でございますけれども、減収補填債は、町民税の法人税割分などの実際の税収入が、地方交付税の算定に用いられた収入見込額より下回る場合は、その範囲内において発行することができる地方債でございます。今回借入れしました減収補填債2,488万2千円につきましては、新型コロナウイルス感染症の流行による景気変動の影響により、地方自治体の税収に大幅な減収が生じ財政運営に著しい影響が生じる税目において、令和2年度の特例措置として地方債の借入れが認められたもので、各税目や交付金において地方交付税の算定に用いられた収入見込額から交付金の交付額等を差し引いた額で、今回の借入れは、地方消費税交付金分、地方揮発油譲与税交付金分、市町村たばこ税分となります。

子ども支援室長（鳴海さん） 決算書16ページになります。款12分担金及び負担金、項1負担金、目1民生費負担金、節3保育負担金滞納繰越分について、お答えします。

収入未済額は583万690円でございます。人数は31人で、納付義務者1人の最高額は92万8,450円、最も古いものについては平成11年度分のものでございます。

不納欠損額は10万4,400円で、お一人、最高額も10万4,400円でございます。

同じく、目1民生費負担金の節4時間外保育負担金滞納繰越分でございますが、収入未済額が54万8,966円、人数は24人で納付義務者お一人の最高額は15万5,500円でございます。最も古いものは平成11年度分のものでございます。

不納欠損額は4,800円で、お一人、最高額も4,800円でございます。

建設課長（関君） 17ページ、中ほどの目3土木使用料、節3町営住宅使用料滞納繰越分の収入未済404万3,800円でございますが、人数は3人、最高額は316万7,600円、最も古いものにつきましては平成12年からのものとなっております。

企画調整係長（宮下君） 28ページでございます。款17寄附金、項1寄附金、目7総務費寄附金、補正予算額1億926万1千円、こちらでございますけれども、内容といたしましては、ふるさと寄附金をいただいたというところでございます。こちら、全国の多くの皆様に坂城町をご覧いただき、ご評価いただき、ご寄附をいただいた結果と考えております。

増額の要因といたしましては、昨年、令和2年7月よりインターネット上の寄附の申込窓口となるポータルサイトを新たに1つ増やすなど、より寄附をお寄せいただきやすい体制の整備を進めたことに加えまして、果樹類の返礼品など提供していただける事業者が増えたことなどが考え

られるところでございます。

13番（塩野入君） この税の関係ですが、それぞれ滞納繰越しがよくありますが、その滞納整理機構によるこの中で解消されたのは何件ぐらいあるか、それと金額どのぐらいか、お聞きします。それと、一番、その不納欠損処理した主な欠損理由ですね、それをお聞きをいたします。

それから、地方交付税に関しましては、これ交付税11億4,600万円の約3割に当たる3億7,600万円、これが補正で超過しているわけです。過去にもいつもこうした決算、大体3割近くが決算的に補正でという傾向が見られるんですが、ちょっと補正予算の見積りが高過ぎるんじゃないかと思うんですが、その辺のお考えについて、お聞きをいたしたいと思います。

それから、16ページ、これ車の不納欠損ありますんで、その不納欠損の欠損事由ですね、これをお聞きをします。

それから、17ページ、町営住宅の関係ですが、これ収入未済に向けて今そのどういう対策をしているのかということであります。

それと、16ページの今の不納欠損の、これ、保育料ですが、不納欠損額、両方とも1人ですけど、これ、両方同じ方でしょうか。それもあわせてお聞きをいたします。

それから、28ページのふるさと寄附金の関係ですが、これふるさと寄附金これ増えておりますが、今後の見通し、これどう読んでいるのでしょうか、その辺もお聞かせください。

以上です。

収納対策推進幹（長崎さん） 再質問にお答えします。

滞納整理機構により解消された件数と金額というご質問でございますが、令和2年度につきましては、移管件数10件のうち、3件が完納という状況でございます。徴収額につきましては、滞納整理機構に移管しました移管金額541万8千円のうち、256万2千円を徴収していただきました。また、滞納整理機構への移管予告通知を送付したことによって、町に390万5千円の納付があり、予告と移管を合わせて615万5千円ほどの納付がございました。

次に、不納欠損した主な欠損事由につきましてですが、主なものにつきましては、外国人の出国により徴収ができないもの、滞納整理機構から徴収不納として返還されたもの、生活保護受給者などの生活困窮者、財産や所在が不明のため徴収ができないもの、不動産の競売や破産による配当がなく徴収ができないものなどでございます。

財政係長（細田さん） 地方交付税について、当初予算の見積りが高過ぎると思われるがその考えはという、ご質問にお答えいたします。

算定の基礎となる基準財政収入額につきましては、当町の収入の特性から税収の変動が出やすいこと、また経費となる基準財政需要額の算定につきましては、毎年度、算定費目の変更や廃止、新規の追加、さらに算定式に用いられる単位費用や補正係数などが変更となりますが、当初予算編成時には示されていないことから、交付決定額の推計は難しい状況でございます。また、予算

計上額より交付決定額が下回ってしまった場合は、新たな財源の確保が必要となり、場合によっては事業の執行が困難となることも想定されますので、当初予算編成時には一定の金額で見込まざるを得ない状況でございます。

子ども支援室長（鳴海さん） ご質問にお答えいたします。

保育負担金滞納繰越分の不納欠損と時間外保育負担金滞納繰越分の不納欠損は、同じ納税義務者でございます。

また、不納欠損の欠損事由でございますが、外国籍の方が、調査の結果、出国されており、再入国の見込みがないためでございます。

建設課長（関君） 町営住宅の使用料の収入未済解消に向けた対策ということでございます。

対策としましては基本的には現年度分を重点的に行いまして、支払いのない場合は、毎月、督促状等を発送し、支払いを促している状況でございますが、それでも納入のない場合につきましては、臨戸訪問等や保証人に相談したりなどしております。

過年度分につきましては、誓約をいただいた月々の納入が滞ることがないように、電話、臨戸訪問をしているところでございます。

なお、法令や条例文に基づく手法なども含めて、他課と連携しまして対策なども含めて情報共有をしているところでございます。

企画調整係長（宮下君） ふるさと寄附金の今後の見通しをどう読んでいるかというご質問でございます。

これまでふるさと寄附金が伸びてきたところには、先ほど申し上げました様々な取り組みなどが、続けてきた積み重ねの結果であると考えております。

今後も、全国の皆様に町の魅力ある特産品を、あとまた町の魅力を積極的に発信するとともに、より寄附をいただきやすい環境を整えることで、毎年より多くの皆様から寄附をお寄せいただけるよう取り組んでまいりたいと考えてございます。

議長（小宮山君） ほかにございませんか。

7番（玉川君） 18ページ、款12項1目7節1の有線放送電話使用料滞納繰越分について、収入未済額が76万2,150円あります。これの件数と期間、最高額、回収の見込みについてお答えください。お願いします。

それと、次が29ページの款20項3目1節2の同和地区住宅新築資金等貸付金元利収入、これの収入未済額が2,599万9,627円あります。これの件数、最高額、期間、それと、これ、納付された方は以前と変わらないのかということと、納付していただくための対応について説明をお願いします。

まち創生推進室長（清水君） 18ページ、款13項1目7使用料から、有線放送電話使用料滞納繰越分の収入未済額について、お答えいたします。

収入未済額76万2,150円のうち、内容といたしましては平成20年度からの18人、265件分になってございます。なお、最高額はお一人について、10万7,200円となっております。

今後の見込みについてでございますが、通知の送付や臨戸訪問等折衝を重ねる中で、令和2年度については19万400円収入してございます。6名完納となっておりますので、今後も引き続き折衝を進めて、未納額の減少に努めてまいりたいと考えているところでございます。

企画政策課長（大井君） 29ページ、款20諸収入、項、目ともに貸付金元利収入の節2同和地区新築資金貸付等元利収入のご質問でございますけれども、件数といたしましては6名、9件でございます。年数としては一番古いもの、昭和55年からの、約41年前でございます。それから、相手方といたしましては、昨年来からお支払いを頂いている方同様でございます。

対応についてのご質問ですけれども、債務者の——お借りになられた方々——全員がもう70を超えている方々でありますけれども、お行き会いをする中で、お話をしてお支払いをいただく、またこちらについては、保証人がついておりますので、保証人がまだご存命の方は、保証人にもお話をしてお支払いに努めているところでございます。

議長（小宮山君） ほかにございませんか。

（「進行」の声あり）

議長（小宮山君） これにて、歳入の総括質疑を終結いたします。

次に、歳出について、総括質疑に入ります。

7番（玉川君） 45ページの款2項1目5財産管理費、スマートタウン構想事業の18負担金補助及び交付金スマートエネルギー設置設備補助金、これの対象となった設備、それと件数について。

次が、64ページ、款3項1目5人権同和推進一般経費、負担金補助及び交付金、部落解放同盟町協議会補助金、これについて部落解放同盟町協議会の活動内容について説明をください。

もう一つ、110ページの款8項2目3道路改良事業A09号線、これの21の補償補填及び賠償金建物等補償、これの内容と件数について説明をお願いします。

企画調整係長（宮下君） 45ページ、款2項1目6企画費のスマートタウン構想事業負担金補助及び交付金、これのスマートエネルギー設備設置補助金、こちら内容でございますが、住宅用太陽光発電システムに係る交付が20件、家庭用リチウムイオン蓄電池システムに係る交付は27件、家庭用エネルギー管理システムに係る交付は11件でございました。

企画政策課長（大井君） 64ページの人権同和推進費のうち、部落解放同盟坂城町協議会の活動内容はということでございますけれども、こちらにつきましては、昨年度コロナ禍におきまして全国大会並びに県大会等につきましては、各種大会につきましては中止もしくはオンラインの開催というもので、昨年度、主には県連での打ち合わせですとか、町内の会合等が実施されてまい

りました。そういった中で全国大会の資料等について、出張といいますが、旅費等についてはなくなってきたわけなんですけれども、各種資料等については印刷をして会員等に配付といったような形で活動を継続してきたところでございます。

商工農林課長（竹内君） 110ページの道路改良事業A09号線の節21補償補填及び賠償金の建物等補償の内容と件数でございますけれども、まず、道路事業用地に係る農業用倉庫などの移転にかかります工作物補償が4件、それから工事による水田休耕に伴う作付補償が1件、それから町外在住の地権者にかかります住民票ですとか印鑑証明の取得や郵送に伴う手数料など権利移転に伴う雑費として5件の計10件に対して補償したほか、上田市坂城町欠口土地改良区の道路事業における面積減少分の決済金として13人、16筆分を支出いたしました。

議長（小宮山君） ほかにございませんか。

11番（吉川さん） 45ページ国際交流事業の中で、今回ハザードマップ5か国語をつくっていただいたとありますが、この内容についてお願いしたいと思います。

まち創生推進室長（清水君） 45ページ、国際交流事業のハザードマップの翻訳版の印刷製本費について、お答えさせていただきます。

こちら日本語版で作成しておりますハザードマップ、こちらを5か国語に翻訳して印刷製本したものでございまして、英語、ポルトガル語、中国語、ベトナム語、タイ語、こちら各千部刷りまして、合計5千部印刷製本したものでございます。

11番（吉川さん） 大変ありがたい取り組みをしていただけたと思います。

それで、今、千部ずつという結構な数を印刷していただいたわけですが、実際に配布された数がもし分かたら教えていただきたいのと、あとホームページ等のハザードマップ外国版というのは、今後計画をしているのでしょうか、その点についてお願いします。

まち創生推進室長（清水君） 続きまして、送付等した内訳といいますが、結果でございますけれども、こちら先日、郵送をさせていただいております、外国の世帯主さんに宛てて、内訳で申しますと、まず英語が53部、それからポルトガル語70、中国語41、ベトナム語65、タイ語18と世帯に郵送させていただいたほか、住民係の窓口で転入の届出の際に配布を今現在しているところでございます。

それと、町ホームページにつきましては、現在、日本語版のハザードマップ、PDF等で掲載してございまして、こちら準備整い次第、外国版についてもアップロード、掲載していきたいと考えております。

議長（小宮山君） ほかにございませんか。

（「進行」の声あり）

議長（小宮山君） これにて、歳出の総括質疑を終結いたします。

本案につきましては、歳入及び歳出の款1議会費、款2総務費のうち項1総務管理費中、目

1 1 防犯対策費、目 1 2 交通安全対策費、目 1 3 消費生活費、項 3 戸籍住民基本台帳費を除く総務費、款 3 民生費のうち項 1 社会福祉費中、目 5 人権同和推進費、目 6 隣保館運営費、款 4 衛生費のうち項 1 保健衛生費中、目 1 0 合併処理浄化槽設置費、款 5 労働費、款 6 農林水産業費、款 7 商工費、款 8 土木費、款 9 消防費のうち項 1 消防費中、目 4 水防費、目 5 防災費、款 1 0 教育費のうち項 2 小学校費、目 1 小学校総務費中、スマートエネルギー設備導入事業、款 1 1 災害復旧費のうち項 3 公共施設等災害復旧費を除く災害復旧費、款 1 2 公債費、款 1 4 予備費の各事項を総務産業常任委員会に審査を付託いたします。

次に、歳出の款 2 総務費のうち項 1 総務管理費中、目 1 1 防犯対策費、目 1 2 交通安全対策費、目 1 3 消費生活費、項 3 戸籍住民基本台帳費、款 3 民生費のうち項 1 社会福祉費中、目 5 人権同和推進費、目 6 隣保館運営費を除く民生費、款 4 衛生費のうち項 1 保健衛生費中、目 1 0 合併処理浄化槽設置費を除く衛生費、款 9 消防費のうち項 1 消防費中、目 4 水防費、目 5 防災費を除く消防費、款 1 0 教育費のうち項 2 小学校費、目 1 小学校総務費中、スマートエネルギー設備導入事業を除く教育費、款 1 1 災害復旧費のうち項 3 公共施設等災害復旧費の各事項を社会文教常任委員会に審査を付託いたします。

お諮りいたします。日程第 3 「議案第 5 3 号」から日程第 6 「議案第 5 6 号」までの 4 議案、各特別会計決算案につきましては、担当課長からの詳細説明は省略いたしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (小宮山君) 異議なしと認めます。よって、担当課長からの詳細説明は省略することに決定いたしました。

◎日程第 3 「議案第 5 3 号 令和 2 年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長 (小宮山君) これより総括質疑に入ります。質疑は、歳入歳出一括して行います。

(「進行」の声あり)

議長 (小宮山君) これにて、総括質疑を終結いたします。

本件については、社会文教常任委員会に審査を付託いたします。

◎日程第 4 「議案第 5 4 号 令和 2 年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長 (小宮山君) これより総括質疑に入ります。質疑は、歳入歳出一括して行います。

1 3 番 (塩野入君) 歳入についてお聞きをいたします。

1 9 1 ページであります。款 1 分担金及び負担金、項 1 負担金、目 1 下水道負担金の下水道

受益者負担金のこの収入未済額ですね、これ、何件か、それから、その下、滞納繰越分の、これ、件数と最高額と、それから最長年、どれぐらい長いか聞きます。それと、これの不納欠損の件数お聞きをします。

それから、款2使用料及び負担手数料、それから項1使用料、目1下水道使用料の、これも収入未済額、これも件数お聞きします。それから、滞納繰越分については件数と、それから、最高額と最長年、それと不納欠損の件数をお聞きします。

以上です。

建設課長（関君） それでは、191ページの受益者負担金の収入未済93万9,700円の人数からでございますが、人数は16人となっております。

同じく、滞納繰越分の数につきましては39人、最高額は129万3,910円。最も古いものは、平成13年からとなっております。

なお、不納欠損に係る内訳でございますが、人数は2人となっております。

次に、下水道使用料でございますが、収入未済178万9,619円でございますが、人数は76人となっております。同じく滞納繰越分につきましては、人数が93人、最高額が515万3,536円。最も古いものは平成18年からとなっております。

なお、不納欠損に関する人数につきましては、4人となっております。

13番（塩野入君） 下水道の、受益者負担金16人ということではありますが、これの最高額がどれくらいか聞きたいと思えます。

それから、同じ使用料の下水道使用料、これ、26件ですが、これも最高額お聞きをいたします。

それと、これだけ収入未済額がありますけれども、解消に向けてどういう対策をしているのか、お聞きをいたします。

それと、この不納欠損の欠損事由、これをお聞きをいたします。

以上です。

建設課長（関君） 順次お答えさせていただきます。

まず、受益者負担金の収入未済、現年分の最高額でございますが、15万9,600円となっております。

また、下水道の最高額につきましては13万8,825円となっております。

それから、収入未済解消に向けての対策ということでございますが、先ほど一般会計のほうでもご答弁させていただきましたが、今回特に下水道についてでございます。

受益者負担金につきましては、条例及び施行規則により、基本的には分割して納入、納めていただくということになっておりますが、前納付していただいた場合は報奨金等を交付しております。工事を行う際、事前説明や「広報さかき」でもご案内させていただきまして、納入に向け

でご案内させていただいているところでございます。

先ほども申しましたが、督促状、また臨戸訪問、電話等によりまして納入を促してさせていただいているところでございます。

また、不納欠損もありますが、法令・条例等に基づく手法など他課と連携しまして手法なども含めて情報共有させていただいております。

それから、不納欠損の事由でございます。

まず、受益者負担金のほうでございますが、2件とも不動産の競売となりまして、配当がなく、不納欠損処理をさせていただいたものでございます。

また、使用料についてでございますが、4件ございました。そのうち3件は財産及び住所不明、それから1件は破産による配当がなかったために不納欠損となっております。

議長（小宮山君） ほかにございませんか。

（「進行」の声あり）

議長（小宮山君） これにて、総括質疑を終結いたします。

本件については、総務産業常任委員会に審査を付託いたします。

◎日程第5「議案第55号 令和2年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（小宮山君） これより総括質疑に入ります。質疑は、歳入歳出一括して行います。

（「進行」の声あり）

議長（小宮山君） これにて、総括質疑を終結いたします。

本件については、社会文教常任委員会に審査を付託いたします。

◎日程第6「議案第56号 令和2年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（小宮山君） これより総括質疑に入ります。質疑は、歳入歳出一括して行います。

（「進行」の声あり）

議長（小宮山君） これにて、総括質疑を終結いたします。

本件については、社会文教常任委員会に審査を付託いたします。

ただいま各常任委員会に審査を付託いたしました日程第2「議案第52号」から日程第6「議案第56号」までの5件については、次回の会議において審査結果の報告をお願いいたします。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明日14日から9月21日までの8日間は、委員会審査等のため、休会といたしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（小宮山君） 異議なしと認めます。よって、明日14日から9月21日までの8日間は、委員会審査等のため、休会とすることに決定いたしました。

次回は、9月22日午前10時から会議を開き、決算案の委員長報告、討論、条例案、補正予算案等の審議を行います。

本日は、これにて散会いたします。ご苦労さまでした。

（散会 午後 2時28分）

